

◎議長(大類好彦議員)

皆さん、おはようございます。

これより、令和3年3月定例会を開会いたします。

出席議員も定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第1号によって進めます。

まず、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、2番 星川薫議員、3番 菅野喜昭議員、4番 安井一義議員、以上の3名を指名いたします。

次に、日程第2、会期の決定を議題といたします。この際、議会運営委員長の報告を求めます。議会運営委員長。

〔議会運営委員長 青野隆一 議員 登壇〕

◎議会運営委員長(青野隆一 議員)

議会運営委員会の審査の結果についてご報告申し上げます。

去る2月12日招集告示になりました今定例会に係わる議会運営委員会を2月19日午前10時から、市役所会議室において開催いたし、当局から総務課長並びに財政課長の出席を求め、提出議案の概要を聴取するとともに、請願・陳情案件、一般質問の人員等を十分考慮しながら、会期及び議事日程について慎重に審査を行ったところであります。

まず、一般質問についてであります。発言通告書の提出については、申し合わせにしたがい、議会開会日の7日前までといたしましたが、本日の市長の施政方針及び提案理由の説明をお聞きした後、質問要旨の追加があれば、本日午後5時まで追加提出してもよいことにいたしました。

次に、議案の審議についてであります。専決処分の承認に係る議案2案件、補正予算議案7案件、並びに議第26号、議第27号、議第29号、及び議第30号の4案件については、いずれも開会初日に審議することといたしました。

さらに、新年度予算議案7案件については、全議員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することといたしました。

なお、予算特別委員会における総括質疑は、先例により、1人30分の持ち時間を、議長及び予算特別委員長を除き、各会派並びに会派に属さない議員の人員に応じ、割り当てることにいたしました。

その結果、今定例会の会期につきましては、皆様方のお手元に配付しております会期日程表のとおり、本日から3月19日までの18日間とすることに、意見の一

致をみた次第であります。

何とぞ、当委員会の決定に対し、議員各位のご賛同をお願い申し上げ、ご報告といたします。

◎議長(大類好彦議員)

お諮りいたします。今定例会の会期は、ただ今、議会運営委員長から報告がありましたとおり、本日から3月19日までの18日間とすることに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長(大類好彦議員)

ご異議なしと認めます。よって、今定例会の会期は、本日から3月19日までの18日間とすることに決しました。なお、会期中における諸会議の予定につきましては、皆様方のお手元に配付いたしております会期日程表のとおりでありますので、ご了承願います。

次に、日程第3、諸般の報告であります。この際、事務局長をして、報告いたさせます。

◎事務局長(横沢康子 君)

命によりまして、ご報告申し上げます。

先に配付いたしました議案書等綴りの後ろのほうに関係書類がございます。また本日、お手元に追加配付しました書類がございますので、ご参照願います。

最初に、令和2年12月24日付け、令和3年1月22日付け、及び2月20日付けで、監査委員より議長宛てに、12月、1月、及び2月に実施しました例月出納検査の結果について、地方自治法第235条の2第3項の規定により報告がありました。

また、令和2年12月7日付けで、11月に実施しました定例監査の結果について、同法第199条第9項の規定により報告がありました。

それぞれ、その写しを配付いたしておりますので、ご参照願います。

次に、令和3年2月16日付けで、市長から議長宛てに、地方自治法第180条第2項の規定により、損害賠償について専決いたしました旨の報告がありました。

その写しを配付いたしておりますので、ご参照願います。

次に、12月定例会以降、今定例会までの市議会事務処理状況、並びに議員の派遣状況につきましては、皆様方に配付いたしております、議会事務処理報告書に記載のとおりでありますので、ご了承願います。

次に、令和2年度に実施した各常任委員会、議会運営委員会の行政調査について、その報告書を取りまとめ、配付いたしておりますので、ご参照願います。

以上で、報告を終わります。

◎議長(大類好彦議員)

以上で、諸般の報告を終わります。

続いて、議案の上程を行います。

日程第4、承第1号「令和2年度尾花沢市一般会計補正予算(第11号)の専決処分の承認について」から、日程第42、議会議案第1号「尾花沢市議会議員政治倫理条例の設定について」までの39案件を一括上程いたします。

この際、市長より令和3年度施政方針並びに提案理由の説明を求めます。市長。

[市長 菅根光雄 君 登壇]

◎市長(菅根光雄君)

おはようございます。3月定例会の開会にあたり、一言ご挨拶申し上げます。

議員の皆様には、本市の発展と市民福祉向上のため、日夜ご尽力いただいておりますことに対し、心から感謝を申し上げます。

さて、今冬は12月中旬から集中的な降雪が続き、12月18日には豪雪対策本部を設置いたしました。3月1日には、5地区平均の累積降雪量が10mを超えるなど、昨年度とは異なり、大変な大雪となりました。土日・祝日も常駐体制を敷きながら、雪下ろしや流雪溝使用の注意喚起の広報等を強化してまいりましたが、残念ながら除排雪中の事故が多発し、2名の方がお亡くなりになってしまいました。事故に遭われました方々には、心からお見舞いを申し上げますとともに、お二方のご冥福をお祈りいたします。

このような状況の中、豪雪地帯の状況を訴えるため、県選出国會議員を通じ、国の関係省庁に対し、郵送による特別交付税の要望活動を行い、2月18日には、総務大臣政務官にWEB会議により直接、要望を行ったところです。

一方、親雪への取り組みも重要なことから、2月27、28日の2日間にわたり、第45回尾花沢雪まつり、徳良湖WINTER JAMを開催いたしました。今年は、新型コロナウイルス感染症防止の観点から、例年とは違った形での開催となりましたが、雪中花火大会や徳良湖スノーランドなど、市内各地の会場で楽しんでいただきました。準備をはじめ運営にご尽力いただきました全ての皆様に、厚く御礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルスが世界に広がってから1年が経過しております。2月17日には医療関係者の一部ではありますが、ようやく国内でもワクチン接種が始まりました。

本市においても、2月1日に新型コロナウイルスワ

クチン接種対策室を設置し、市民の皆様のワクチン接種が円滑に行えるよう、鋭意準備を進めているところです。

さて、国は、「経済財政運営と改革の基本方針2020」において、ポストコロナ時代の新しい未来として、新たな日常を通じた質の高い経済社会を目指すという方針を掲げ、昨年12月21日に一般会計総額106兆6,097億円が閣議決定され、国会において審議中となっております。

具体的には、医療提供体制の強化、検査体制の確保をはじめとする新型コロナウイルス感染症の拡大防止、成長力強化のためのデジタル改革、グリーン社会の実現や生産性の向上、安全、安心に子どもを産み育てられる環境づくりなど、3次補正予算と合わせ15ヵ月予算として、感染拡大防止に万全を期しつつ、中長期的な課題にも対応する予算としております。

次に、本市における市税の見通しですが、県経済動向報告に基づく景気動向や、市内事業所の景況感などを参考に予算額を見積りしたところ、市民税は新型コロナウイルス感染症による経済状況の影響を受け、事業所得等の減少が見込まれることから、法人及び個人ともに大きく減少すると見込んでいます。固定資産税及び都市計画税でも、令和3年度は評価替えの年であり、地価の下落に伴い減少が見込まれます。このような中、新型コロナウイルスで厳しい経営環境にある中小企業、個人事業主にとっては、市に申請することにより、令和3年度分に限り、事業用資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税を、事業収入の減少割合に応じて、2分の1またはゼロに軽減することとしております。軽自動車税は、課税台数の減少が見込まれるものの、新税率登録車の割合が増加傾向にあることなどにより前年並みと見込まれます。入湯税は、新型コロナウイルスの影響により、銀山温泉の宿泊客が減少していることから減少し、市たばこ税についても、昨年に引き続き本年10月からも税率の増額改正が予定されているものの、健康意識の高まりや受動喫煙対策による喫煙環境の変化により、売り上げ本数の減少が見込まれ、市税全体では前年度比9%の減少と見込んだところです。

なお、市税は自主財源の根幹をなすものですので、その市税を確保するため、コンビニ収納やキャッシュレス決済、夜間納税相談など、納税環境の向上に努めてまいります。

令和3年度は、第7次尾花沢市総合振興計画の初年度となります。これまで、住民アンケートやまちづく

り座談会、市民ワークショップなどで出された意見を踏まえ、計画策定にあたってまいりました。去る2月22日、総合企画審議会より計画案について答申をいただき、本市の将来像を「このまちで ともに 生きるしあわせな時を刻むまち 尾花沢」とする基本構想について、今定例会に上程させていただく予定です。

また、人口減少対策と地域活性化に向けた取り組みを定める「第2期尾花沢市総合戦略」については、第7次尾花沢市総合振興計画の重点プロジェクトに位置付け、「ふるさと一番！定住促進プロジェクト」、「あのまちで暮らしてみたい！移住促進プロジェクト」、「子育て日本一への挑戦！子育て応援プロジェクト」、「生涯幸せ！健康長寿プロジェクト」の4つのプロジェクトを掲げます。これらのプロジェクトでは、ライフステージごとに変化する市民ニーズに寄り添いながら、生涯にわたる暮らしやすさを実感できるまちづくりを推進することとし、総合振興計画（案）の5つの政策の柱を横断した施策を展開してまいります。

以下、新年度からスタートする総合振興計画（案）の5つの政策の柱に沿って、令和3年度予算案に盛り込んだ事業の概要を申し上げます。

第1の柱は「キラリと光る産業のまち」です。

農業従事者の高齢化や担い手不足が加速している中、新型コロナウイルス感染症の影響で、主食用米の消費量が落ち込み、民間在庫量が増えています。全国の消費動向を受け、令和3年産米においても全国42道府県で生産の目安が示されるなど、米価の安定に向けた、より需要に応じた米生産を継続する体制が整えられています。昨年11月、国から令和3年産主食用米の需給見通しが全国ベースで693万トンと示されました。県農業再生協議会では、生産の目安が県内ベースで昨年より7,500トン少ない33万3,500トンと決定され、1月に開催した市農業再生協議会臨時総会において、本市の令和3年産米の生産の目安を昨年より371トン少ない1万3,870トンとしました。非常に厳しい年となりますが、生産者、関係団体等と一丸となって、生産の目安に基づく需要に応じた米の生産に取り組んでまいります。

地域の財産である農地と農家、そして伝統文化や自然景観を守るためには、地域での話し合いを通じて、地域農業の将来展望を示す、人・農地プランの実質化に取り組むことが必要です。このため、農業委員会では、農地利用の最適化を推進するため、農業委員と農地利用最適化推進委員が連携して、農地の集積、集約化を進めるとともに、遊休農地の発生防止と解消、農

業への新規参入者支援等により、本市の基幹産業である農業の維持、発展に取り組んでまいります。

雪きらり研究会は、尾花沢産米「雪きらり」の生産技術の確立と知名度向上対策を続けています。「雪きらり」が本市のブランド米として定着するよう、今後とも栽培技術の研修を行い、生産と販路拡大に努めてまいります。

そば生産振興協議会では、他品種との交配をさけるために宝栄牧場の一角を利用し、生産者とそば店が協力して原種最上早生の育種に励んでいます。昨年は尾花沢産そばのPRのためテレビ番組を制作し、先月宮城県にて放送されました。今後もSNS上での配信など尾花沢産そばのPRに活用し、尾花沢産最上早生のブランド確立に向け、関係機関と連携して支援してまいります。

本市を代表する特産物尾花沢スイカは、昨年7月以降の天候不順により、計画出荷量を約2割下回ったものの、1kg当たりの平均単価は240円と高値で推移したため、前年度と同程度の販売額を確保しました。今後も生産者への支援をはじめ、関係団体等とのさらなる連携強化を図り、夏スイカ日本一のトップブランドが維持できるよう努めてまいります。そのためにも尾花沢スイカの次世代の担い手確保と、スマート農業も駆使した技術力向上を目標に、県内外からの就農希望者の受け入れを推進するとともに、新規就農者が早期に安定経営につながるような支援をしてまいります。

畜産については、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、牛肉の需要が大幅に落ち込みをみせたところですが、尾花沢牛振興協議会を中心に、生産者や尾花沢牛取扱店に対する緊急支援策を実施し、各種消費喚起キャンペーンを展開してきた結果、枝肉価格は新型コロナウイルス感染拡大前と同程度まで回復しました。しかしながら、本年1月に首都圏を中心に、再度、緊急事態宣言が発令され、枝肉価格は再び下落傾向にあります。今後とも市場動向を注視しながら、生産者や尾花沢牛取扱指定店に対する支援策を実施しながら、牛肉ブランドの認知度向上と販路の拡大に努めてまいります。

農業水路等長寿命化、防災減災事業（新堰・徳良湖線）は、令和2年度から令和6年度までの5ヵ年事業として実施し、市内国営水利施設の長寿命化を図る基幹水利施設ストックマネジメント事業も計画的に進めております。

また、鶴子六沢土地改良区管内における、徳蔵原の内地区のほ場整備事業は、農業競争力強化農地整備事

業として、令和2年度より令和11年度までの10ヵ年事業として着手しております。

有害鳥獣による農作物等の被害防止対策は、新たに、地域ぐるみによる多面的有害鳥獣被害防止対策推進事業を創設し、地域自ら計画する鳥獣被害対策を包括的に支援することで、農作物の被害軽減を図ってまいります。また、増加するイノシシ被害対策として、狩猟期間におけるイノシシ捕獲報奨金制度をさらに推進し、適正な頭数調整に向けて取り組みます。合わせて、追払い用花火の本数を増やしての無償配布や、簡易電気柵設置費助成の継続、狩猟免許新規取得に対する助成など、有害鳥獣の捕獲担い手の育成、確保に努めてまいります。

大正10年に完成し、長年本市の米づくりを支え、また市民憩いの場として尾花沢の歴史を刻んできた徳良湖も、築堤から100周年という記念すべき年を迎えます。農業のみならず、観光においても本市の発展に大きな成果をもたらしてきましたが、築堤100周年を機に、さらなる本市の発展につなげてまいります。

工業の振興については、企業対策専門員を中心に、戦略的な経営を後押しする取り組みを実施しており、昨年末に、株式会社山陽精機が、市内で4社目となる地域未来牽引企業に新たに選定されました。これらのハブ企業を中心とした企業間の連携を促進し、高付加価値なものづくり地域を目指してまいります。また、各種セミナーの開催や、社員の資格取得に対する支援を継続しながら、企業が必要とする人材の育成に取り組んでまいります。

商業の振興については、商店街協同組合や商工会と連携しながら、プレミアム率を上乗せした30%プレミアム付き商品券事業を実施し、新型コロナウイルス感染症の長期化により停滞している地元購買力の活性化に取り組んでまいります。

観光の振興については、令和3年5月に築堤100周年を迎える徳良湖の魅力を大いにPRしてまいります。徳良湖まつりの際に1,000人の花笠踊りでお祝いするとともに、屋外コンサートをメディアをとおして発信してまいります。また、四季折々の徳良湖のフォトコンテストの実施、さらには、今年で20回目となる雪のラブレターの書籍化についても、100周年事業で取り組んでまいります。

新型コロナウイルス感染症で、大きな打撃を受けた観光関連産業を復興するため、専門的な知識を有する民間企業の人材を市町村に派遣していただく、地域活性化起業人事業を新たに導入してまいります。

観光情報発信については、来たるべきインバウンドの再興を目指すため、現在、銀山温泉エリアを中心とした地図の多言語化を進めております。さらには大石田町とも連携し、JR大石田駅の周辺も含めた80ヵ所をスマートフォン上の地図に表示し、ナビで案内する、グーグルマイマップを製作しております。これは銀山温泉での散策ツールとしての活用だけでなく、次年度からは外国人に対する災害時の避難誘導にも活用できるものと考えております。

ハード整備については、徳良湖周辺の賑い創出のため花畑整備を行います。また家族向けメニューが充実し、多くの皆様からご利用いただいておりますレストラン徳良湖についても、トイレ等の改修工事を実施します。徳良湖周辺については、村山北部土地改良区が事業主体となり、ダムから徳良湖吐出口までの管路改修に着手しており、東側エリアにも多くの人が集えるよう、親水公園整備等も含めた徳良湖マスタープランの見直しを進めてまいります。

雇用関係については、ハローワーク村山管内の令和2年11月の有効求人倍率が1.01倍で、7ヵ月ぶりに1倍を上回り、12月も1.13倍と上回ったものの、山形労働局の基調判断では、新型コロナウイルス感染症が雇用と与える影響に注意を要する状態にあるとの見方が示されており、楽観視できる状況にはなく、今後の状況を注視していく必要があります。

一方で、令和2年12月における高等学校卒業予定者に対する管内の求人数が451名に対して、求職者数は124名であり、若者の人手不足が顕在化しております。新卒者の地元就職や定住を促進する対策が急務であることから、新年度より新規事業として、じもと就職応援スタートアップ激励金事業に取り組んでまいります。

また、高校生の保護者や大学、高専に対し、特徴ある本市の企業を広く周知する機会を多く創出し、若者の定着につながるよう、人材の確保、育成に努めてまいります。

第2の柱は、「ふるさと愛を育むまち」です。

まず、結婚、出産への祝い品贈呈については、少子化対策、定住促進の一環として事業を継続し、出産や子育てにやさしい環境づくりに努めてまいります。なお、出産祝い品については、全出生児に対して一律10万円と地場産品の記念品を贈り、子どもの健やかな成長を市を挙げてお祝いしてまいります。

保育所運営については、令和3年度の申請受付を10月から開始し、2月5日現在で来年度途中の入所者も含め414名の入所決定を行いました。急激な少子化

の進行の影響により、昨年同時期と比較しますと31名の減となっております。昨年10月に、保育施設未来予想図検討委員会より、今後の保育施設のあり方について提言を受け、先般市内5地区において意見交換会を開催したところです。意見交換会で出された意見を参考としながら、今後の保育施設のあり方について慎重に検討を進めてまいります。

放課後児童クラブは、利用希望者が増加している状況を踏まえ、昨年度同様、各地区において保護者との意見交換会を開催し、運営先と連携し受け入れ態勢を確保した上で、申込みいただいた方全員の入所決定を行っております。今後も児童の健全育成及び保護者の皆様の仕事と子育ての両立を支援するため、児童クラブの充実を図ってまいります。

本市の教育関連施策の方針となる新たな「尾花沢市教育等の振興に関する大綱」について、総合教育会議での承認を得て策定いたしました。引き続き、教育委員会との連携を強化し、市民への多様な学習の機会の提供等、生きがいを持ち豊かな人生を送ることができるよう、また、ふるさと愛を育む教育にもより一層力を入れながら、大綱の基本目標とする「尾花沢の未来をひらく いのち輝く 人間の育成」の実現に向け取り組んでまいります。

本市の将来を展望した学校のあり方については、昨年度提出された学校教育検討委員会からの提言を受けて、各地域での意見交換会を開催し、その中でいただいたご意見を踏まえて、今年度中に教育委員会としての方針を決定してまいります。次年度には、総合教育会議を開催し市としての方針を示し、あらためて市民の方々に説明し、各地区のご理解を得て進めてまいります。

学校教育については、令和3年度の重点項目の取り組みとして、学力向上、英語教育の充実、ふるさと学習を推進してまいります。

学力向上では、山形県が推進している探究型学習を核にした授業改善を図り、児童・生徒の問題解決能力の育成に努めてまいります。また、特別支援教育支援員、学習支援員を配置し、個々に応じた指導の充実を図ってまいります。GIGAスクール構想に伴う、一人1台のタブレットを有効活用するとともに、感情認識パーソナルロボット等を活用したプログラミング教育の推進を図り、未来を生きるために必要な資質、能力の育成に努めてまいります。

英語教育については、尾花沢市チャレンジ・イングリッシュプランに基づく取り組みとして、中学生に対

する英語検定料の助成、希望者を対象としたイングリッシュ・キャンプを継続してまいります。また、3名のALTとともに、チャレンジ、コミュニケーション、コラボレーションの3つのCが育めるよう、授業づくりへの支援や環境整備を図ってまいります。

ふるさと学習においては、地域の良さに触れ郷土愛を育むことで、未来の尾花沢を支える人づくりを目指してまいります。また、活力ある学校づくり推進事業により、各校で創意あふれる教育活動の充実を図ってまいります。

そのほかに、いじめ問題、不登校問題、虐待等の課題に対しても、学校と緊密に連携を図りながら対応してまいります。

新型コロナウイルスの感染症対策については、国が示すマニュアルに沿って、引き続き、感染対策を強化しながら、児童生徒の安全確保に努めてまいります。

学園構想については、土地の状況、利用規制、情報の把握と整理など、資料収集に努め、学園構想を推進するための組織強化を図ります。

生涯学習、公民館分野については、生涯にわたって生きがいを持てるよう文化活動や生涯学習の支援を図るとともに、地域の子どもは地域で育てる体制づくりとして、地域人材、地域資源を活用したイベントへの青少年の参加を促進することで、地域愛の醸成と次代を担う青少年の健全育成を推進してまいります。

学習情報センター悠美館については、各種ボランティアグループの協力を得ながら、利用しやすい環境づくりに取り組むとともに、図書館まつり等も開催し、多くの方々から気軽に足を運んでいただけるよう努めてまいります。

また、令和3年度はブックスタート事業が10周年を迎えることから、記念講演会を企画しております。親子ふれあい広場は、園児から小学生を対象とした公演を開催し、芸術に触れながら親子で絆を深める機会を提供してまいります。

史跡延沢銀山遺跡山神社改修工事については、実施設計、屋根解体を含む保存修理復元工事に取り組み、史跡の保全・保護に努めてまいります。

スポーツ振興については、5月3日に徳良湖築堤100周年事業全国花笠マラソン大会を開催いたします。今回は参加者を県内在住者に限定しての開催となりますが、コロナ対策をしっかりと行いながら、安全な大会に努めてまいります。また、スポーツ合宿等の誘致を促進するため、市内の宿泊施設を利用して合宿をする団体に助成金を交付し、施設利用と交流人口の拡大に

努めてまいります。

1年延期となりました、東京2020オリンピック・パラリンピックについては、聖火リレーが6月7日に尾花沢市を通過いたします。本市では、市役所から北町児童公園までの約1.7kmのコースとなっておりますが、世界的な祭典を身近に感じられる素晴らしい機会となるよう、関係機関と連携して準備を進めてまいります。

本市ふるさと大使の太田渉子選手が出場内定した、パラリンピックテコンドー競技は9月に開催されます。挑戦し続ける太田渉子選手を市民の皆様とともに応援していきたいと考えておりますので、ご声援をよろしくお願いいたします。

第3の柱は「健康長寿と絆のまち」です。

新型コロナウイルス感染症から、市民の命と健康を守るワクチン接種を市内連携体制のもと円滑に実施するため、2月1日に「新型コロナウイルスワクチン接種対策室」を設置いたしました。これまでにない大規模な接種事業となりますが、市民が迅速かつ安全に接種できるよう、医師会等関係機関と連携協力しながら進めてまいります。新型コロナウイルス感染症によるさまざまな課題に対しては、引き続き積極的に取り組んでまいります。

中央診療所については、アンケートによる市民ニーズや医療コンサルタントからの分析結果を基に、あり方検討委員の皆様からご意見をいただき、将来の診療所の方向性や公的医療機関としての役割を明確にするとともに、誰もが安心して受けられる医療提供体制の構築を進めてまいります。

常勤医師の確保については、情報収集に努めながら積極的に関係機関と連携を図り、確保に向けた働きかけを引き続き行ってまいります。

また、令和3年8月から、山形大学医学部東日本重粒子センターが本格稼働の予定であるため、新規に重粒子線がん治療患者支援事業として、治療費の一部助成による負担軽減を行います。

高齢者おもいやりタクシー事業については、交付対象年齢をこれまでの75歳以上から65歳以上に拡大し、通院や買い物の移動手段を確保するとともに、居場所づくり事業など高齢者の交流の場に多くの方々から参加いただけるよう引き続き支援してまいります。

また、障がい者条例や、障がい者福祉計画のスタートの年次にあたり、高齢者も障がい者も、誰もが地域で支え合い、自分らしく暮らすために、福祉ネットワーク、福祉隣組をさらに拡充してまいります。要援護者の日頃の見守りや災害時の安否確認、家事援助、除

雪作業など、役割に応じて福祉活動員の活動費を見直し、地域で支え合えるよう支援してまいります。

介護保険関係については、令和3年度から令和5年度までを計画期間とする第8期介護保険事業計画の初年度となります。安心してゆとりある生活ができるまちづくりの基本理念を引き継ぎつつ、継続して地域包括ケアシステムの推進に努めます。

第4の柱は「暮らしやすく 住み続けられるまち」です。

克雪への取り組みについては、市民生活を守るために大変重要です。今年度は北日本、北陸地方で記録的な豪雪となり、本市においても2mを超える積雪となりました。例年、市除雪ボランティアセンターを中心に、高齢者世帯等への除雪ボランティア活動を展開しておりますが、今年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため、市外からのボランティア募集を見合わせております。しかし、毎年度ボランティア活動に参加して下さっている企業の方や大学生とのつながりを途絶えさせないよう、オンラインでの交流会を実施しました。今後とも、関係機関と連携しながら除雪ボランティアセンター活動に対する支援を継続してまいります。

次に、道路・橋梁関係についてです。東北中央自動車道は、大石田村山ICから東根北ICまでの残り約13.4km区間が令和4年中に、また、新庄北IC以北の泉田道路約8.2km区間が、令和4年度中に開通予定とされております。この高速交通網の整備により、本市の交流人口の拡大や、産業振興がより図られることが期待されますので、引き続き開通に向け要望活動を展開してまいります。

一般国道347号については、平成28年の冬に通年通行が実現してから、大きな事故もなく、安全に通行いただいております。今後とも宮城、山形両県をはじめ関係機関と連携し、さらなる安全確保に取り組みながら、早期に24時間通行が可能となるよう、要望活動を強化してまいります。

道の駅尾花沢については、オープンしてから14年目となります。今年度進めてきた新型コロナウイルス感染症の飛沫感染防止対策に加え、照明設備のLED化などを進めます。また、道の駅の防災、避難所機能の強化と、産直施設や集客イベントの充実を図り、地域住民や道路利用者の利便性の向上と安心安全の確保に努めてまいります。

「元気な尾花沢を語る会」や「まちづくり座談会」などを通じて、流雪溝整備や狭隘路線の改良、舗装補

修など、多くの要望を頂戴しております。これまで同様、継続事業の加速化と新規要望項目への対応など、計画的に整備を進めてまいります。また、流雪溝について安定した消流雪用水の水量確保に努めるとともに、水利権取得の加速化について、関係機関と連携しながら進めてまいります。

市道の舗装補修や側溝、水路、グレーチング、ガードレールなどの補修については、各地区からの要望を踏まえ、計画的に進めてまいります。

また、街路灯のLED化を計画的に進め、防犯灯については、1灯あたり35,000円の補助を継続し、地域の負担軽減を図ってまいります。

橋梁等の道路インフラ対策については、橋梁長寿命化修繕計画及び橋梁点検・診断に基づき、国の交付金等を活用しながら、橋梁補修設計及び工事などの予防保全、安全性確保への取り組みを進めてまいります。

次に、除排雪対策については、12月中旬からの連続的な寒波による豪雪となったことを受け、引き続き、除雪情報システムを活用した除雪の見える化により、効果的できめ細やかな除雪を行ってまいります。新年度は、ロータリ装置付きドーザ除雪車1台を更新し、除雪体制を充実させるとともに、除雪基地建設のため、旧明德小学校の校舎解体を実施します。

また、集落での流雪溝管理と雪押し場に関する支援を行う集落等雪対策支援事業費補助金や、地域一斉除排雪事業、生活道路除雪事業補助金など、官民一体での総合的な雪対策を継続し、克雪対策を後押ししてまいります。

次に、都市計画・住宅政策についてです。20年後の将来を見据えた、第2次尾花沢市都市計画マスタープラン及び尾花沢市立地適正化計画の両計画の策定作業を現在進めており、これからの都市や土地利用のあり方を示すとともに、都市公園の新設や公共施設等の再編を含めたコンパクトシティ形成を目指す基本的な方針を令和3年度末までに定めてまいります。

市営住宅については、子育て世代向け住宅や高齢者向け介護付き住宅など、新たな方向性を探求し、居住環境の向上に努めるとともに、既存施設の長寿命化を図ってまいります。

住宅施策ですが、定住、移住の促進と空き地等の有効活用を目的に、定住促進住宅用地活用事業を創設し、定住促進住宅用の市有地を借り受け、住宅を建設して15年間住み続けた方には、無償で土地を譲渡する制度を開始します。また、不良住宅除却事業費補助金などを周知し、空き家の解体を進めていただくとともに、

空き地の有効活用についても検討を進めてまいります。

また、住宅リフォーム支援事業は、多くの市民の皆様にご利用いただいております。新年度についても引き続き事業を継続してまいります。

消防・防災については、コロナ禍での活動に注意を払いながら、関係機関と連携し、消防、防災体制の強化と、災害に強く、安全で安心して暮らせるまちづくりに取り組んでまいります。

令和3年度は、近年多発する自然災害に対応するため、災害対応軽四輪駆動車を新たに配備し、自然災害に対する初動体制の強化を図ります。

火災予防については、全国的に建物火災による死者の大多数を占める住宅火災を未然に防ぐ為、女性防火協力班や自主防災組織等の協力を仰ぎながら、住宅用火災警報器の設置率100%を目指すとともに、連動型警報器の設置促進に努めてまいります。

救急業務は、引き続き救急救命士を養成するとともに、コロナ禍で救急隊員が感染しないよう感染防止対策の徹底を図ってまいります。また、市ホームページのWebサイトによる応急手当講習会を継続して開催してまいります。

通信業務については、新たに導入するNet119緊急通報システムに、聴覚、言語機能障がい者の方が事前登録することにより、緊急通報時にネット上で文字によるスムーズな対応ができることから、迅速的確な対応や緊急出動が可能となります。

消防団関係については、全国的に消防団員の減少が危惧されており、当市においては報酬等の処遇改善と福利厚生を充実させ、市報や市ホームページ等を活用し消防団員の確保に努めるとともに、消防施設や装備品を計画的に更新してまいります。

防災対策については、自助・共助・公助が相互に連携した総合的な防災体制を構築し、市民の生命と財産を守るためのさらなる施策を推進してまいります。

まず、近年多発する自然災害へ対応するため、市民や自主防災組織の災害対応能力の向上が喫緊の課題となっています。引き続き、職員が地域に出向く防災出前講座を開催しながら、市民の防災意識の向上と自主防災組織の育成強化に取り組んでまいります。

また、災害の増加に伴い避難所開設の機会が増えてきていることから、各種備蓄品の計画的な配備、更新を進め、避難所機能の強化を図るとともに、自主防災組織の主体的取り組みを推進するため、防災資機材等の購入や防災訓練等の実施に対する助成を継続してまいります。

防災広報体制については、防災行政無線による放送を、災害危険エリア等においても確実に聴いていただけるよう、戸別受信機の貸与事業を拡充するとともに、SNS等も活用した情報伝達の多重化に努めてまいります。

国民保護関連については、武力攻撃やテロに備え、市民の生命、身体及び財産の保護を目的とし、今年度延期となった国民保護図上訓練を国・県と共同で実施します。

公共交通については、バス利用者の減少や運転手不足などにより、全国的に見直しが進められています。特に過疎地域の公共交通を取り巻く環境は厳しさが増しており、社会情勢の変化や地域の移動需要に応じた細やかな交通政策が求められています。

本市でも路線バスを中心とした公共交通ネットワークを運営してきましたが、今日の市民の移動需要に即した便利で持続可能な交通サービスとするため、本市の輸送資源を総動員し、再構築を図ることにより、高齢者が今まで暮らしてきた地域で、通院や買い物など、今後も安心して暮らし続けられるよう移動手段の向上に努めてまいります。

交通安全対策については、全国的に高齢者の運転による交通事故や歩行者の交通事故が後を絶たない状況にあり、今後も関係団体と連携し、子どもや高齢者を中心とした交通安全の啓発活動を行うとともに、高齢者の運転免許証返納に対する支援を拡充・推進し、交通事故防止に努めてまいります。

防犯対策については、多様化する悪質商法や消費者トラブルを防止するため、出前講座による啓発活動や消費生活相談窓口での相談を継続するとともに、警察署や市防犯協会及び地域と連携し、犯罪や被害の未然防止、抑止効果が期待される防犯カメラの設置に取り組みます。

本市の豊かな自然環境を将来にわたって継承し、再生可能エネルギーの推進等によるゼロカーボンシティ実現のため、尾花沢市環境基本計画の見直しを行い、環境関連施策を計画的に進めてまいります。

生活環境の改善については、小型家電リサイクル回収や食品ロスの削減、リデュース、リユース、リサイクルの3R運動を推進し、環境への負荷が少ない持続可能な循環型社会の形成に努めてまいります。

生活処理排水対策については、公共下水道及び農業集落排水事業への加入促進と、合併処理浄化槽設置予定者への補助事業を継続し、生活排水処理施設の普及拡大と水環境の改善に努めてまいります。

簡易水道事業については、老朽管の更新による耐震化を進め、災害に強いライフラインの確保に努めるとともに、漏水調査による有収率の向上を図り、安定した水道水の供給に努めてまいります。

第5の柱は「笑顔の花咲く 交流と協働のまち」です。

交流の分野については、地域資源を最大限活かし交流を拡大するとともに、尾花沢ファンから関係人口、移住へとつながる環境づくりに取り組みます。

ふるさと納税の基金であるふるさと尾花沢応援基金には、今年度2月1日現在で約3万4,300件、5億2,200万円余りの寄附が寄せられています。また、令和2年7月豪雨の際は、返礼品を不要とした300万円を超える災害支援寄附金もいただいております。今後も本市の魅力と特産品を積極的にPRするとともに、ふるさと納税制度の本来の趣旨である、「心のふるさと」、「地域活性化」の観点から、関係人口の拡大と返礼品のさらなる充実を努めてまいります。なお、寄せられた寄附金については、寄附者の意向や、使途選定委員会等のご意見を踏まえ、有効に活用してまいります。

また、全国の方に尾花沢市の魅力を知ってもらうきっかけとして、ふるさと大使の佐々木則夫さん、佐渡ヶ嶽満宗さん、あべ美佳さん、太田渉子さんには、各種イベントで本市をPRしていただいております。今後も、ふるさと大使の皆さんのご協力を得ながら、本市の魅力を全国に発信するとともに、市民の皆様へ元気を届けてまいります。

移住定住関係については、市民の皆様からは、「このまちに住んで良かった」、市外の方には、「あのまちで暮らしてみたい」と思ってもらえるような尾花沢を目指し、これまでの移住・定住促進事業を拡充し取り組んでまいります。移住に特化したホームページ、SNSを活用した情報発信を強化するとともに、オンラインでの移住体験ツアーや移住相談会を定期的で開催し、「知ってもらう」から「行ってみたい」、さらには「思い出に残った」、「住んでみたい」など段階的にアプローチすることで、移住の地として選ばれる尾花沢市を目指してまいります。

特に若者の定住促進に重点を置き、郷土愛と誇りを育むため、市と北村山高校が一体となり、地域の団体等の協力を得ながら、高校生等によるふるさと愛の醸成を図るための尾花沢ならではのプログラムを展開してまいります。また、進学等で本市から転出した方がふるさとに回帰するきっかけとなるよう、Webによ

る三十路成人式等の開催を予定しています。さらには、テレワークの推進など時代に即した新たな働き方と暮らしを提案し、若者が夢を実現できる、暮らし続けたいと思えるまちづくりに取り組んでまいります。

また、都市住民を受け入れ、一定期間以上、農林業の応援、地域活動の支援などに従事してもらいながら、活力ある市民としての定住・定着を図ることを目的とした地域おこし協力隊には、本市で将来の夢を思い描き、実現していただきたいと考えております。今年度、原種最上早生の保存育成や、そばまつり運営補助、PR活動など、尾花沢そば振興と徳良湖花畑をはじめとする自然景観の維持を目的とした協力隊2名を募集し、協力隊活動をとおして、地域や産業の活性化に取り組んでまいります。

令和2年度から始まった第8次ふるさと暮らし応援事業については、令和3年度から新築住宅等助成事業に、空き家を増やさない対策の一環として、住宅を解体し市内に建て替える場合の旧住宅の解体費用加算を創設し、消融雪装置設置助成事業における除雪機購入の助成限度額の引き上げを行います。

空き家の活用については、空き家バンクをきっかけに移住する世帯が増加してきていることから、今後とも利活用可能な空き家については、所有者への意向調査を行い、さらには相談会を開催しながら、空き家の有効活用と移住、定住をさらに推進してまいります。

地区公民館については、コミュニティや防災などの拠点として整備を進め、令和3年度より玉野地区公民館を旧玉野中学校に移設し、玉野地区集会拠点施設として活用を図ってまいります。地域の結び付きを大切に、互いに支え合いながら、自分らしく活躍し、自分らしく生きることができるよう、集落、地域団体が行う地域づくりを後押し、地域力向上に努めてまいります。

市民とともにしあわせなまちづくりを進めるため、元気なおばなざわを語る会を開催し、未来を担う子どもたちを対象とした市長夢講話も継続してまいります。

時代の変化に伴い、今後ますます多様化していく行政需要に対応するためには、デジタル技術を活用したスマート自治体の推進に取り組みながら業務の効率化を推進し、利便性の高い市民サービスを提供していくことが重要です。

スマート自治体に向けた取り組みについては、現在、行政手続きにおける押印の見直しを全庁挙げて取り組んでいますが、将来的には窓口に行かなくても行政手続きができるように、デジタル申請や公金のキャッシュ

レス化も推進してまいります。

窓口での各種証明書の発行手数料については、現金でお支払いいただいておりますが、窓口の支払いの一部をクレジットカードや、キャッシュレス決済が使えるようにします。また、マイナンバーカードによる各種証明書のコンビニ交付にも取り組み、市民の利便性向上に努めてまいります。

また、新型コロナウイルス感染症対策として、職員のテレワークの環境整備を進めてまいります。さらに各種申請書等を読み取り、自動で文字化するAI-OCRや、パソコンの入力作業等を自動化するRPAの導入を検討するなど、職員の事務負担軽減、省力化に向け、デジタル化に努めてまいります。

以上が、令和3年度に盛り込んだ施策の概要であります。基本構想の議決前であるため、現段階では計画案となりますが、第7次尾花沢市総合振興計画の将来像に掲げる「このまちで ともに 生きる しあわせな時を刻むまち 尾花沢」の実現を目指し、議員各位並びに市民の皆様と力を合わせ、まちづくりに取り組んでまいります。

結びに、先に申し上げた事項を着実に実行するため、誠心誠意努めてまいりますので、議員各位、並びに市民の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げ施政方針といたします。

続きまして、本定例会に提案しました予算議案の概要について、ご説明申し上げます。

「令和2年度尾花沢市一般会計補正予算（第11号）」についてですが、既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ2億8,913万4,000円を追加し、予算の総額を148億6,051万4,000円としたものです。

歳出については、豪雪に対応するため、除排雪業務委託料、高齢者世帯等除雪サービス事業委託料、農作物等災害対策事業費補助金、中小企業者等除雪経費助成金を追加し、そのほか、新型コロナウイルスワクチン接種事業業務委託料、にぎわいづくり応援事業費補助金などを追加したものです。

歳入については、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金などを追加し、普通交付税、特別交付税、財政調整基金を充当して予算を調製したものです。

第2表、繰越明許費については、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業が、年度内での事業完了が困難なことから、繰越明許の設定を行ったものです。

承第2号「令和2年度尾花沢市一般会計補正予算（第12号）」についてですが、既定の歳入歳出予算の

総額に、それぞれ2億5,000万円を追加し、予算の総額を151億1,051万4,000円としたものです。

歳出については、1月下旬からの断続的な降雪に対応するため、除排雪業務委託料を追加したものです。

歳入については、特別交付税、財政調整基金を充当して予算を調製したものです。

議第1号「令和2年度尾花沢市一般会計補正予算(第13号)」についてですが、既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ6億4,166万2,000円を追加し、予算の総額を157億5,217万6,000円とするものです。

歳出の主なものは、各事業の確定及び決算見込みによる予算の調整のほか、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金基金積立金、公共施設整備等基金積立金、介護保険特別会計繰出金、担い手確保・経営強化支援事業補助金、尾花沢牛振興協議会負担金、プレミアム商品券発行事業補助金、雪解け早々から迅速に対応するための市道等の補修工事請負費、旧安久戸分校の改修ほか工事請負費などを追加するものです。

歳入については、国庫支出金の介護保険低所得者保険料軽減負担金、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、農業施設災害復旧事業費補助金を追加し、公共土木施設災害復旧事業費負担金を減額、県支出金については、担い手確保・経営強化支援事業費補助金などを追加し、多面的機能支払交付金、住宅リフォーム総合支援事業費補助金などを減額、繰入金については、庁舎建設基金を廃止し公共施設整備等基金に積み立てするために追加するものであり、このほか、事業の決算見込みによる市債の調整、繰越金の追加により予算を調製するものです。

第2表、繰越明許費補正については、公共交通再編事業ほか23事業については、年度内の完了が困難なこと、並びに年度内に予算化し、継続して事業を実施するため、繰越明許の設定をお願いするものです。

第3表、債務負担行為補正については、病児病後児保育施設賃借料から、運動公園指定管理料までの7件について追加をお願いするもので、放課後児童クラブ運営委託料については、尾花沢第4放課後児童クラブの開設や支援員の増に伴い、限度額の変更をお願いするものです。

第4表、地方債補正については、定住促進対策事業から減収補てん債までの4件について、追加をお願いするものであり、指定地区浄化槽設置整備事業から農業施設災害復旧事業までの4件については、決算見込み額に合わせ限度額の変更をお願いするものです。

畜産業支援事業から共同調理場施設等更新事業まで

の5件のうち、畜産業支援事業及び地元購買活性化事業については、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金対象事業とするため、また、農業水路等長寿命化・防災減災事業、除雪基地整備事業、共同調理場施設等更新事業の3件については、過疎対策事業債から減収補てん債対象事業とするため、廃止をお願いするものです。

議第2号「令和2年度尾花沢市国民健康保険特別会計補正予算(第6号)」についてですが、事業勘定の既定の歳入歳出予算の総額から、それぞれ87万2,000円を減額し、予算の総額を20億9,897万1,000円とし、中央診療所施設勘定の既定の歳入歳出予算の総額から、それぞれ455万5,000円を減額し、予算の総額を4億6,495万9,000円とするものです。

事業勘定においては、決算見込みにより予算を調整するものであり、中央診療所施設勘定の歳出については、備品購入費などを追加し、医薬材料費を減額するもので、歳入については、診療報酬収入等を減額し、繰越金等を充当して予算を調製するものです。

第2表、繰越明許費については、備品購入事業の年度内完了が困難なため、繰越明許の設定をお願いするものです。

議第3号「令和2年度尾花沢市簡易水道特別会計補正予算(第3号)」についてですが、既定の歳入歳出予算の総額から、それぞれ650万円を減額し、予算の総額を2億7,005万6,000円とするものです。

歳出については、公営企業会計移行業務委託料を減額するものであり、歳入については、市債の公営企業会計移行事業を減額し、予算を調製するものです。

第2表、繰越明許費については、配水管布設工事の年度内完了が困難なことから、繰越明許の設定をお願いするものです。

第3表、地方債補正については、公営企業会計移行事業の廃止をお願いするものです。

議第4号「令和2年度尾花沢市国営村山北部土地改良事業特別会計補正予算(第1号)」についてですが、既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ117万8,000円を追加し、予算の総額を173万2,000円とするものです。

歳出については、決算見込みに合わせて返納金を追加し、歳入については、国営村山北部土地改良事業負担金と繰越金により予算を調製するものです。

議第5号「令和2年度尾花沢市農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)」についてですが、既定の歳入歳出予算の総額から、それぞれ650万円を減額し、予算の総額を7,851万円とするものです。

歳出については、公営企業会計移行業務委託料を減額し、歳入については、市債の公営企業会計移行业務を減額し、予算を調製するものです。

第2表、債務負担行為補正については、新年度からの事業の円滑な推進を図るため、農業集落排水処理施設保守点検業務委託料を追加するものです。

第3表、地方債補正については、公営企業会計移行业務の廃止をお願いするものです。

議第6号「令和2年度尾花沢市介護保険特別会計補正予算（第3号）」についてですが、既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ3,537万9,000円を追加し、予算の総額を20億7,899万2,000円とするものです。

歳出については、決算見込みに合わせて、介護保険給付基金積立金などを追加するもので、歳入については、決算見込みに合わせて、保険者機能強化推進交付金、介護保険保険者努力支援交付金などを追加し、一般会計からの繰入金や繰越金により予算を調製するものです。

議第7号「令和2年度尾花沢市後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第2号）」についてですが、既定の歳入歳出予算の総額から、それぞれ215万1,000円を減額し、予算の総額を2億1,498万9,000円とするものです。

歳出については、決算見込みに合わせて、後期高齢者医療広域連合納付金を減額し、歳入については、保険基盤安定繰入金を減額して予算を調製するものです。

次に、令和3年度予算案について申し上げます。

令和3年度は、令和12年度を目標とする第7次尾花沢市総合振興計画の初年度となります。まだ、基本構想の議決前であるため現段階では計画案となりますが、この振興計画では、人口減少問題に対応しつつ、市民からは「このまちに住んで良かった」、市外の人からは「あのまちで暮らしてみたい」と思われるまちづくりを目指してまいります。そのため、新年度予算は、将来像として掲げる「このまちで ともに 生きる しあわせな時を刻むまち 尾花沢」の実現に向け、「キラリと光る産業のまち」、「ふるさと愛を育むまち」、「健康長寿と絆のまち」、「暮らしやすく住み続けられるまち」、「笑顔の花咲く交流と協働のまち」の5つの政策の柱に沿って、時代が求める施策と、本市の魅力を磨き上げ活力を生み出す施策に重点を置くとともに、人口減少問題に関しては、第2期総合戦略に掲げた「ふるさと一番！定住促進プロジェクト」と合わせて、第7次総合振興計画を着実にスタートさせていくための予算としています。

また、ポストコロナ社会においては新しい生活様式の普及に伴い、デジタル化が急速に進むことが考慮されることから、スマート自治体の推進に関するものなどに予算を重点配分しています。

まず、国の地方財政計画ですが、本市歳入の根幹をなす地方交付税等の一般財源総額を、実質令和2年度を0.2兆円上回る額を確保し、その財源不足については、国と地方が折半する臨時財政対策債で補填としています。しかし、交付税の算定基礎となる人口については、令和3年度の算定から令和2年度の国勢調査人口が使われることとなるため、本市においては人口減少の影響による減額が懸念されます。

このように地方交付税や市税の減少が予想される中、財源確保に関しては、地方特例交付金、国庫支出金、ふるさと尾花沢応援寄附金の増額を見込んだほか、過疎対策事業債や臨時財政対策債などの、交付税措置のある有利な地方債の活用、さらには財政調整基金、ふるさと尾花沢応援基金及び公共施設整備等基金等からの繰り入れにより財源を捻出し、予算を編成しました。

この結果、一般会計の総額は、前年度に比べ、3億500万円、率にして2.9%増の109億6,500万円となったところです。

次に、特別会計ですが、国民健康保険会計の事業勘定が1億2,162万6,000円の減、中央診療所施設勘定が4,829万8,000円の減、簡易水道会計が2,563万6,000円の減、農業集落排水事業会計が77万9,000円の減、介護保険会計が1,313万1,000円の減、後期高齢者医療保険会計が476万5,000円の増となり、特別会計の合計額は、47億7,606万1,000円で、前年度に比べ2億470万5,000円、率にして4.1%の減となりました。

それでは、各会計別に申し上げます。

議第8号「令和3年度尾花沢市一般会計予算」についてですが、歳入歳出予算の総額を109億6,500万円とするものです。

次に、性質別に申し上げます。歳入については、国の地方財政計画や県の予算の動向等を参考に見積もったところです。

まず、1款市税については、コロナの影響による法人市民税及び入湯税の減、健康志向によるたばこ税の減などを見込み、9.0%の減としたところです。

2款地方譲与税から、10款環境性能割交付金までは、地方財政計画や県の予算案、令和2年度の収入見込み額等を参考に計上し、11款の地方交付税については、交付税の算定基礎となる国勢調査人口の減少に伴い2.4%の減と見込みました。

15款国庫支出金については、新型コロナウイルス接種にかかる負担金、補助金の増、延沢銀山遺跡整備として、山神神社の解体復元工事が始まることなどから4.3%の増と見込みました。

18款寄附金については、ふるさと尾花沢応援寄附金について、令和2年度の収入見込み額を基準に、また、返礼品のスイカを拡大していく予定であることから50.0%の増を見込んだところです。

19款繰入金については、財政調整基金は前年よりも34.6%増、ふるさと尾花沢応援基金は49.2%増、公共施設整備等基金は8.7%増、全体として45.5%の増としたところです。

22款市債については、文化体育施設整備事業、冬期間の市民生活に密着する生活道路の改良や流雪溝整備などを実施するための道路新設改良事業、除雪機械購入事業、除雪基地整備事業などに過疎対策事業債を充て、さらには、子育て支援医療給付事業などのソフト事業にも過疎債を充当するなど、積極的に交付税措置のある地方債を活用してまいります。

次に、歳出について申し上げます。

公債費については、平成29年度の新庁舎建設事業の元金償還が始まることなどにより、2.6%の増となっています。

物件費については、新型コロナウイルスワクチン接種に関する委託料、ふるさと納税関連費用の増により、15.4%の増となるものです。

補助費等、繰出金については、尾花沢市大石田町環境衛生事業組合の下水道分が公営企業会計に移行したことにより繰出金から補助費等に変更となったため、補助費等その他が25.3%の増、繰出金が19.7%の減となったところです。

積立金については、ふるさと尾花沢応援基金積立金の増により、47.0%の増となるものです。

投資的事業費の主なものですが、総務費は、文化体育施設改修事業、民生費は、放課後児童クラブ支援事業、衛生費は、指定地区浄化槽設置事業、労働費は、勤労者共同福祉施設整備事業、農林水産業費は、峯岸堰改修事業、基幹水利施設ストックマネジメント事業、農業水路等長寿命化・防災減災事業、商工費は、徳良湖周辺施設整備事業、レストラン徳良湖改修事業、土木費は、除雪機械購入事業、除雪基地整備事業、道路新設改良事業、橋梁長寿命化事業、住宅リフォーム支援事業、消防費は、高機能消防指令センター整備事業、耐震性貯水槽設置事業、教育費は、延沢銀山遺跡整備事業、玉野地区公民館整備事業、災害復旧費において

は、公共土木施設災害復旧事業などに予算を計上したところです。投資的事業費の総額は、14.0%の減となったところです。

次に、第2表、債務負担行為ですが、固定資産土地評価業務委託以下6件について設定をお願いするものです。

第3表、地方債ですが、防災対策事業から臨時財政対策債までの39件について、投資的事業や過疎対策に係るソフト事業及び災害復旧事業に充てるため、9億3,560万円を限度額として、設定をお願いするものです。

次に、議第9号「令和3年度尾花沢市国民健康保険特別会計予算」について申し上げます。

まず、事業勘定についてですが、予算の総額を19億2,088万6,000円とするものであり、前年度に比較して6.0%の減となり、中央診療所施設勘定については、予算の総額を4億1,045万1,000円とするもので、前年度に比較して10.5%の減となったところです。また、第2表、地方債については、中央診療施設整備事業について限度額の設定をお願いするものです。

議第10号「令和3年度尾花沢市簡易水道特別会計予算」についてですが、予算の総額を2億3,744万円とするものであり、前年度に比較して9.7%の減となったところです。

第2表、地方債については、簡易水道事業及び公営企業会計移行事業について、限度額の設定をお願いするものです。

議第11号「令和3年度尾花沢市国営村山北部土地改良事業特別会計予算」についてですが、予算の総額を55万4,000円とするものです。

議第12号「令和3年度尾花沢市農業集落排水事業特別会計予算」についてですが、予算の総額を8,423万1,000円とするものです。前年度に比較して0.9%の減となったところです。

第2表、地方債については、公営企業会計移行事業の限度額の設定をお願いするものです。

議第13号「令和3年度尾花沢市介護保険特別会計予算」についてですが、予算の総額を19億1,619万9,000円とするものであり、前年度に比較して0.7%の減となったところです。

議第14号「令和3年度尾花沢市後期高齢者医療保険特別会計予算」についてですが、予算の総額を2億630万円とするものであり、前年度に比較して2.4%の増となったところです。

以上が、令和3年度予算関係議案の概要です。

次に一般議案の概要についてご説明申し上げます。

議第15号「尾花沢市おもたか奨学金基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例の制定について」ですが、修学に必要な奨学金の貸与額を改定するとともに、若者の本市への定住を推進するため、提案するものです。

議第16号「尾花沢市社会教育条例の一部を改正する条例の制定について」ですが、玉野地区公民館を旧玉野中学校に移設するため、提案するものです。

議第17号「尾花沢市地域福祉交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」ですが、当該施設の使用制限に係る規定を変更するため、提案するものです。

議第18号「尾花沢市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について」から、議第21号「尾花沢市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」までの4案件ですが、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の公布に伴い、条例の整備を図るため、提案するものです。

議第22号「尾花沢市路線バス設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」ですが、路線バス無償化対象者を拡充するとともに、市営路線バスの運行体制の整備を図るため、提案するものです。

議第23号「尾花沢市徳良湖周辺施設等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」ですが、徳良湖周辺施設等における指定管理者の主体的取り組みを推進し、市民福祉の向上を図るため、提案するものです。

議第24号「尾花沢市消防団条例の一部を改正する条例の制定について」ですが、消防団員の定数及び各種報酬を見直し、処遇改善を図るとともに、地域防災の担い手である消防団員を確保するため、提案するものです。

議第25号「尾花沢市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について」ですが、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取り扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正に伴い、条例の整備を図るため、提案するものです。

議第26号「尾花沢市総合振興計画基本構想の議決に関する条例の設定について」ですが、本市の総合振興計画基本構想について、市民の代表である議会の議決

事件に位置付けることにより、引き続き市民、議会、行政が一体となってまちづくりに取り組んでいくため、提案するものです。

議第27号「尾花沢市新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金基金の設置、管理及び処分に関する条例の設定について」ですが、令和2年度国の1次補正に伴う新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を基にした基金を設置し、新型コロナウイルス感染症対策として行う利子補給事業及び信用保証料補助事業に必要な経費に充てるため、提案するものです。

議第28号「尾花沢市障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例の設定について」ですが、全ての市民が、障がいの有無により分け隔てられることなく、共に支え合いながら生きていく地域共生社会の実現のため、提案するものです。

議第29号「尾花沢市定住促進住宅用地の貸付及び譲渡に関する条例の設定について」ですが、市有地を住宅用地として貸付けし、将来的に譲渡することで、本市への定住を促進し地域活性化を図るため、提案するものです。

議第30号「尾花沢市庁舎建設基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例の設定について」ですが、事業の完了に伴い、条例を廃止するため、提案するものです。

議第31号「尾花沢堆肥センターの指定管理者の指定について」であります。尾花沢堆肥センターの管理を行わせる指定管理者を指定するため、提案するものです。

議第32号「尾花沢市運動公園の指定管理者の指定について」ですが、尾花沢市運動公園の管理を行わせる指定管理者を指定するため、提案するものです。

議第33号「権利の放棄について」ですが、債務者の所在不明により、債権の時効後長年経過し、債権回収が著しく困難であるため、提案するものです。

議第34号「尾花沢市固定資産評価審査委員会委員の選任について」ですが、尾花沢市固定資産評価審査委員会委員の任期満了に伴い、選任の同意を求めため、提案するものです。

議第35号及び第36号「人権擁護委員の推薦について」であります。人権擁護委員の任期満了に伴い再任するため、提案するものです。

以上が、今定例会に提案いたしました議案の概要ですが、審議の過程において、必要に応じて関係課長から説明いたさせますので、慎重なるご審議の上、原案

のとおりご承認、ご可決くださいますようお願い申し上げます、説明を終わります。

◎議長(大類好彦議員)

次に、12番伊藤浩議員より、議案の提案理由の説明を求めます。伊藤浩議員。

[12番 伊藤 浩 議員 登壇]

◎12番(伊藤 浩 議員)

議案1案件を提出するにあたり、提案理由の説明を申し上げます。

議案第1号「尾花沢市議会議員政治倫理条例の設定について」申し上げます。

本市議会では、平成27年から、議会や議員に対する市民の信頼と議会活動の透明性を確保すべく、これまで条例制定に向けた議論を進めてきたところであります。

その後、令和元年7月の市議会議員選挙を経て、新しい議会構成のもと、令和2年2月25日に全議員をもって構成する尾花沢市議会改革推進委員会を設置し、尾花沢市を良くするために、私たちができる議会改革を積極的に推進することを目標に、これまで9回の委員会を開催し、条例制定に向けた検討を重ねてまいりました。

これまで十分に協議、検討を進め、このたび、議会の総意として、今定例会において議案の提出にいたった次第であり、尾花沢市議会議員の政治倫理に関する基本的な事項を定め、議員の政治倫理の確立を図ることで、市民に信頼される公正で開かれた議会づくりを進めるとともに、ひいては市政の発展に寄与するため、提案するものであります。

以上が、提案理由であります。本案件に対し、何とぞ、議員各位のご賛同をお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

◎議長(大類好彦議員)

続いて、議案の審議を行います。

この際、お諮りいたします。日程第43、承第1号「令和2年度尾花沢市一般会計補正予算(第11号)の専決処分の承認について」から、日程第55、議第29号「尾花沢市定住促進住宅用地の貸付及び譲渡に関する条例の設定について」までの13案件の審議については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っております。これに、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

◎議長(大類好彦議員)

ご異議なしと認めます。よって、13案件の審議につ

いては、委員会付託を省略することに決しました。

まず、日程第43、承第1号「令和2年度尾花沢市一般会計補正予算(第11号)の専決処分の承認について」を議題といたします。

これより質疑に入ります。ご質疑ありませんか。青野隆一議員。

◎7番(青野隆一議員)

それでは私のほうから、何点が質問させていただきます。

まず8ページ、歳入の15款2項1目、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金100万9,000円、並びに16款2項8目、山形県新・生活様式対応支援事業費補助金1,000万円、これは歳入ということでございますけれども、歳出としてどのようなふり分けがされているのか、お尋ねをいたします。

次に12ページ、6款1項3目、農業振興費、こちらの融雪遅延対策支援事業費補助金、並びに農作物等災害対策事業費補助金、それぞれの現在把握をされている被害等の状況についてお伺いいたします。

今回、令和3年1月22日付の専決処分ということの提案でございますが、さらに歳出2億8,913万4,000円の追加ということでございます。この専決処分ということにつきましては、当局側の処分という事項でございますけれども、基本的にはやはり臨時議会という、そういういわば市議会の審議を経て予算を執行するというのが本来だというふうには私は思います。そうした意味で、やはりこの専決処分のあり方については、当局側と議会側との一定のルール化が私は必要だなというふう強く感じておりますけれども、この辺に対する考え方についても、ご示しをいただきたいというふうに思います。

◎議長(大類好彦議員)

財政課長。

◎財政課長(高橋 隆 君)

8ページの国庫支出金の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の100万9,000円でございますが、これにつきましては、今まで交付金のほうがどのくらい来るのか確定できないということでありまして、市の一般財源等で使っていたものを組み換えしたものであります。

最後の質問でありました専決処分の関係でございますが、これまでも豪雪による除排雪費用については、専決処分により補正をさせていただいていたところであります。この冬につきましても、短期間の連続した豪雪によりまして、まず1つ目としては豪雪、除排雪費

用の公共除排雪費用と、あとそれから公共施設の除排雪、雪下し委託料が不足したところ。それから、それに加えて、豪雪対策本部が設置されたことによりまして、高齢者世帯と除雪サービス事業委託料、高齢世帯等除雪サービス扶助費、それから中小企業者等除雪経費補助金などの予算を早急に予算化する必要があったこと。加えて、今年の場合ですが、新型コロナウイルスのワクチン接種体制、それを早急に確保して、看護師等を至急に確保する必要があったこと。それから新型コロナウイルス感染症対策であります、にぎわいづくり応援事業補助金、こちらのほうが1月末の締め切りでありまして、申請が殺到しまして予算が不足する事態になったことから、予算を早急に追加して、深刻な打撃を受けている事業者を支援する必要があったため、このような緊急を要する事態が発生したために専決処分を行ったところでありまして、以上であります。

◎議長(大類好彦議員)

商工観光課長。

◎商工観光課長(永沢晃君)

8ページの県支出金、山形県新・生活様式対応支援事業費補助金1,000万円につきましては、このあと12ページにあります、7款1項2目のにぎわいづくり応援事業費補助金に対する県支出金であります。以上です。

◎議長(大類好彦議員)

農林課長。

◎農林課長(岸栄樹君)

12ページの6款1項3目、融雪遅延対策支援事業費補助金、農作物災害対策事業費補助金の、今現在の把握できている被害の状況についてお答えを申し上げます。

今現在、私のほうに被災の連絡があるのは、まだ10件ちょっとぐらいです。2月25日現在で農業者の皆様には支援策を網羅したチラシを配布させていただいております。それを受けて、随時、今被災の連絡を頂戴しているところがございます。以上でございます。

◎議長(大類好彦議員)

青野議員。

◎7番(青野隆一議員)

コロナの感染対策の臨時交付金については了解いたしました。新・生活様式対応支援事業費補助金1,000万円ですけれども、歳出を見ますと、7款1項2目、減額補正、これ足しますとおおよそ3,000万円ということで、これがにぎわいづくり応援事業費補助金に振

り替わったのかなと私はちょっと読み取っておったんですが、そういうことではなくて、減額は減額としてこの補助金に1,000万円を譲渡したということでしょうか、改めて伺います。

農業の支援についてでありますけれども、私の地域でもだいたいハウスの倒壊が今年は随分見られます。今申請が10件程度ということでした。これに対する補助金を今回350万円計上しているわけですが、今回チラシを農家の皆さん方に流して、さらに被害といいますか、申請件数が増えてくるというふうになった場合に、この補助金で資材購入を今から手配をしてやらないと、春の作付けには間に合わないというものも結構あるんじゃないかなと思いますけれども、この既決の、今回の補正350万円で全て対応できるというふうなお考えかどうか、改めて伺いたいというふうに思います。

あと、今回の専決処分ということでございます。今説明がありました、豪雪に関わるもの、コロナに関するものということで、非常に今、時期的な部分が原因だというふうな回答でございました。やはりこの臨時会という、いわば議会という議決機関を経て予算というものを執行する、これ原則だと思います。そうした意味で、専決処分もまたこれも市長の裁量の中で認められた1つの予算執行の仕方がございます。ただこの辺をですね、慣行的に豪雪だからと、あるいはコロナの対策が差し迫ってきたということもあるというふうな、その理由も私は分からないではないんですけども、臨時議会にするのか、やっぱり専決処分で行くのかという、その辺は、やはり我々議会のほうから見ますと、やっぱり一定程度その臨時議会でしっかり審議をさせていただきたいという、これ当然議会側の考え方でございます。言ったように当局側でも、臨時議会開催する間もなく、差し迫って執行しなきゃならない。これに対して市長が専決をする、これも認められております。ただそれが慣例化して慣行化をしていく。いわば当局側の執行権の中で、どんどんどんどんそういうことが進んでいくということになりますと、議会という位置付けが、いわゆる形骸化をしていくということにもなりかねないんじゃないかなというふうに私思います。そうした意味で、金額、あるいは内容に含めて、あるいはそういう時期でもですね、執行するには差し迫ったものがあって、専決しなきゃならないという、そういうものもあります。そういうふうな中で、やはり一定程度その当局側が専決処分をする。我々は臨時会をしっかりと開きながら議論を重ねて予算を執

行していくという、その本来のルールと、そこは当局側の都合だけではなくて、やはり一定程度どういう状況の際にはやっぱり臨時議会を開いていくんだというふうな、そういった議会と当局側の一定のルール化を私は必要だなと思いますけれども、改めて市長でも結構ですが、お伺いいたします。

◎議長(大類好彦議員)

商工観光課長。

◎商工観光課長(永沢晃君)

まず12ページの部分ですけれども、この減額につきましては、山形県の緊急対策の事業として、市も同じ利率で負担するという部分で、県の対策事業に対する市の予算を確保したわけですけれども、今年度2年間据え置きというルール上、借り入れした方につきましては、ほとんどの方が据え置きをしたという形で、この部分につきましては減額、にぎわいづくり応援事業の3,000万円につきましては、市独自の支援策であります。この独自の支援策につきまして、実施した市町村について県のほうで補助金として支出するというルール上であります。その部分につきましては、相殺でなくて、そういうふうに明確な事業費分けとして対応したところであります。以上です。

◎議長(大類好彦議員)

農林課長。

◎農林課長(岸栄樹君)

12ページの補助金の予算がこれで十分かとのご質問でございます。こちらに載せさせていただいております融雪遅延対策155万円、農作物等災害対策事業350万円につきましては、融雪対策につきましては、融雪剤購入費に対する助成です。あともう1つのほうは、園芸ハウスの倒壊支援のみの予算になっております。2月25日付けで配布させていただいた支援策については、このあとさらに国、県の助成制度が拡充されておまして、例えば、被災した農業ハウスの撤去費用ですとか、農作業路の除雪経費までも支援するという、拡充されたものになってございます。ですから、この金額で充足できるものというふうには捉えてございません。今後皆様方からのお声を賜りながら既決予算等々で不利益のないように今後対応を図ってまいりたいというところでございます。以上です。

◎議長(大類好彦議員)

財政課長。

◎財政課長(高橋隆君)

専決処分に関しましては、要件的には地方自治法で示されているところしかありませんので、原則的にや

はり、災害等の緊急を要する場合等ということで、原則的にはあるかと思っております。ただ、議会と当局のほうのルール化ということがないのが現状でありますので、その辺はちょっと調査、研究させていただきたいと思っております。

◎議長(大類好彦議員)

青野議員。

◎7番(青野隆一議員)

農作物の災害対策事業費補助金につきましては、さらに国、県等々の救済拡大措置がとられるということで、大変ありがたいことだなというふうに思います。そうした中、既決の予算で間に合うかどうかということの件でございますけれども、新年度予算については4月以降ということでございますが、今回決まりました補正の額を基本にしながら、その不足については、やはり農業をされている方が、その園芸施設ハウスを購入して農業に間に合わないような対応とならないような対策を行うということでございますので、ぜひそういうことで、申請された方々に対する対応については、農家の申請時期に大きな格差が生じないような対策を改めてお願いしたいというふうに思います。

あと、地方自治法で定められた専決処分、これ市の市長の権限の範疇にあるということでございます。ただちょっと慣例化をしているんじゃないかなという印象を私持ちました。やはりこの臨時議会が1月中にできなかったのかどうかということも含めながら、やっぱり今後、慣例化をすることではなくて、やはりルール化ということで、そのあり方についても、もう少し議会側と当局側とその辺は話し合いをしながら、納得のいく方法論を、これから我々も議会改革ということで、さまざまなことに今着手をしておりますけれども、そういうふうな意味でも議会と当局のあり方についても、そういったルール、ある程度お互いが共通認識を持つべきじゃないかなと思いますけれども、市長の考えをお願いします。

◎議長(大類好彦議員)

市長。

◎市長(菅根光雄君)

青野議員が仰るとおり、慣例化になっているかと言ったら、状況的にここで、これを専決しましょうなんて前もってやっているわけでもないし、慣例化している状況にはないと思います。ただ、1月の場合は、12月にも補正していただいて、そしてこの雪の状況もあのとおりであった。職員の方々も雪に対する対応、本当にもう頭下がるぐらい一生懸命取り組んでいただいて、

「コロナ禍でどうなるんだ」と、「除雪費間に合うのか」と。そしたら「駄目です」ということで、「ならば、やるしかない」というふうな状況の中、「財源あるか」と、そしたら「何とかなる」と。「ならばやろう」という形で、まず差し迫ったことがあったので、こういう形を取らせていただきました。これから、新年度入っていきますけれども、できるだけその途中途中でも、緊急時でない限りにおいては、そういうふうな形じゃなくて、議会の皆さんに当然諮っていただいて、その上でやっていくという形にしていきたいと思えます。

◎議長(大類好彦議員)

よろしいですか。そのほか。

質疑もないようでありますので、終結いたします。

次に討論であります。通告がありませんので終結いたします。

これより、承第1号を採決いたします。本案はこれを承認することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長(大類好彦議員)

ご異議なしと認めます。よって、承第1号は、これを承認することに決しました。

次に、日程第44、承第2号「令和2年度尾花沢市一般会計補正予算(第12号)の専決処分の承認について」を議題といたします。

これより質疑に入ります。ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長(大類好彦議員)

質疑もないようでありますので、終結いたします。

次に討論であります。通告がありませんので終結いたします。

これより、承第2号を採決いたします。本案はこれを承認することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長(大類好彦議員)

ご異議なしと認めます。よって、承第2号は、これを承認することに決しました。

次に、日程第45、議第27号「尾花沢市新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金基金の設置、管理及び処分に関する条例の設定について」を議題といたします。

これより質疑に入ります。ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長(大類好彦議員)

質疑もないようでありますので、終結いたします。

次に討論であります。通告がありませんので終結いたします。

これより、議第27号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長(大類好彦議員)

ご異議なしと認めます。よって、議第27号は、原案のとおり決しました。

次に、日程第46、議第30号「尾花沢市庁舎建設基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例の設定について」を議題といたします。

これより質疑に入ります。ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長(大類好彦議員)

質疑もないようでありますので、終結いたします。

次に討論であります。通告がありませんので終結いたします。

これより、議第30号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長(大類好彦議員)

ご異議なしと認めます。よって、議第30号は、原案のとおり決しました。

ここで、昼食のため、午後1時まで休憩いたします。

休憩 午後0時01分

再開 午後1時00分

◎議長(大類好彦議員)

再開いたします。

次に、日程第47、議第1号「令和2年度尾花沢市一般会計補正予算(第13号)」を議題といたします。

これより質疑に入ります。ご質疑ありませんか。和田哲議員。

◎9番(和田哲議員)

それでは私から53ページの教育費、学校管理費についてお尋ねいたします。

小学校の学校管理費の14節、工事請負費でありますけれども1,388万9,000円の、この中身について詳細の説明をお願いします。それと併せまして、学校管理費の目的は何なのか、ご説明よろしくをお願いします。

◎議長(大類好彦議員)

こども教育課長。

◎こども教育課長(坂木良一君)

それでは今ありました小学校費、学校管理費の工事

請負費の内容についてお答えいたします。

今回、工事請負費として1,388万9,000円、こちらのほうで計上しております。内容といたしましては、旧安久戸分校の改修工事のほうに750万円、今回の大雪で福原小学校のプールハウスが倒壊しましたので、その改修工事が350万円、尾花沢小学校の土俵についても、雪のほうで倒壊しております。こちらの撤去工事が30万円、常盤小学校の雪囲い改修工事が40万円、自家用電気工作物改修工事が250万円、校内ネットワーク構築工事、GIGAスクール関係でありますけれども、そちらのほうの工事が完了して、実績額に応じて減額するもので、31万1,000円を減額するものであります。合わせて1,388万9,000円の今回補正を行ったところであります。

小学校の管理費につきましては、小学校の各学校施設の維持管理をまずメインとしながら、こども教育課のほうで今所管しております施設のほうもございまして、そちらのほうの改修もこの管理費の中で対応しているところでございます。以上です。

◎議長(大類好彦議員)

和田議員。

◎9番(和田哲議員)

詳細な説明ありがとうございます。学校管理費の目的として、学校施設の維持管理。あとは今所管されております学校施設もありますので、その維持管理にも学校管理費が見込まれる説明で認識しました。この中で、1,300万円の約半分ほどを占めます750万円の安久戸分校のことについて、何点かお尋ねしたいと思いますが、こちらは、先日の常任委員会のほうでも、詳細の説明をいただいておりますが、こちら既に廃校になっている旧明德小学校の分校ということで、既にこちらは平成5年から、安久戸地区の公民館として、無償貸与した状態で使用されています。その安久戸地区公民館、分校のほうを、今回は改修したのちに譲渡するということですが、この譲渡に至った経緯についても説明いただければ、よろしくお願ひしたいと思います。

◎議長(大類好彦議員)

こども教育課長。

◎こども教育課長(坂木良一君)

旧安久戸分校の譲渡に至った経緯についてでありますけれども、旧安久戸分校につきましては、これまでも長年、安久戸地区の集落公民館として使用されてきております。平成5年に安久戸分校が休校というふうな形になりまして、それ以降、集落の公民館として活

用されてきております。平成25年に3月31日をもって旧明德小学校が廃校となりました。その時に安久戸分校についても同じく廃校となっております。それ以降、集落のほうとこの安久戸分校の活用について、いろいろと話を進めてきた経緯がございます。今回、安久戸地区のほうから、この安久戸分校について、地区の活性化を図る拠点施設として活用していきたいという意見と、あと要望書が出されております。これを受けて、関係課のほうで協議を行い、市としては先ほど市長の施政方針にもありましたように、地域の活性化を後押ししていくというふうな考えから、地域の意向に沿った形で、安久戸分校については、課題となっている部分について改修を行い、集落のほうに譲渡していきたいというふうな対応を今考えているところです。以上です。

◎議長(大類好彦議員)

和田議員。

◎9番(和田哲議員)

要望書が提出されて、その地区の要望に答える形で関係課で協議していただいた結果、今回の3月補正予算で改修を行いたいという内容だったと認識しておりますが、昨年12月10日に要望書が市長のほうに提出されたとあります。今ほかの集落公民館も一部老朽化が進んでおりまして、非常にこの地区の課題が浮き彫りになっているところであります。そういった集落公民館の改修を後押しするために、尾花沢市のほうでは既にですね、尾花沢市分館等整備補助金が設置されております。5分の3、そして上限600万円を上限とする集落公民館の改修と、また増築、修繕及び環境整備に関する事業に対して補助制度を設けておるわけですが、今ご説明いただいた中で、すでに集落公民館として使用していると。すでに使用しているその集落公民館が、なぜこちらの補助制度ではなく、市の財源で全て改修になったのかということが1つと、非常に750万円という市有財産を改修しての譲渡になります。1つの今後の指標となる可能性もあるかと思えます。なぜこの大きい問題の中で、3月補正でしなければならなかったのか。なぜ当初予算ではないのか。そこに関してご説明よろしくお願ひいたします。

◎議長(大類好彦議員)

こども教育課長。

◎こども教育課長(坂木良一君)

まず初めに、改修につきましては、社会教育課のほうでも、公民館に対する補助金等がございまして。ただ安久戸分校につきましては、現状、市の管理する施設

でありまして、集落のほうとしても施設の改修にあたっては、補助金の活用は、現時点ではできないということで、今回市のほうでこういった地域の意向に沿って改修を行い、以降地区のほうに譲渡を行った上で、その後は地区のほうでいろいろと改修していただく形になりますけれども、今回については地域の意向に沿って、まず一旦市のほうで施設の改修を行って、譲渡していきたいというふうに考えているところです。

なぜこの時期、補正予算でというふうなことでありますけれども、これにつきましては、当初要望をいただいた時期も12月10日というふうなこともありまして、新年度予算での予算取りが時期的に遅かったということもございます。地域の要望に沿った形で早目に対応していきたいということから、今回3月の補正で予算を取って対応していきたいというふうに考えたところです。以上です。

◎議長(大類好彦議員)

そのほか、星川薫議員。

◎2番(星川薫議員)

その安久戸分校に関連してお聞きします。12月から私もずっと学校の施設に対して、コロナ対策ということで、学校等にですね、あの空気清浄機から、あとは手洗い場とか、そういうのを対策したほうがいいんじゃないかという話をしたと思います。ですからこの補正予算で、何でそこまで急いで安久戸分校を改修しなくちゃいけないのかと。優先順位がちよっと違うんじゃないかなという議員も多々いると思います。

やはり子どもたち、子育て日本一を掲げる尾花沢ですから、まずは子どもたちのためにお金を使っていたかったかなという思いがありますけれども、その辺はどうお考えでしょうか。

◎議長(大類好彦議員)

こども教育課長。

◎こども教育課長(坂木良一君)

星川議員のほうからは、子どもたちのほうに優先して予算を取るべきでなかったかというふうなご質問でありますけれども、確かにあの学校教育も大変重要であります。そちらのほうの対応も、コロナに関しては、いろいろ国の補助金等を活用して進めてきているところでございます。ただあの各集落の、地区の活性化というのも本市にとっては大変重要な課題であるというふうに考えております。今回地区のほうから、こういった要望が出されておりますので、そういった意味でも、地区の地域の活性化、地域のやる気を後押しするという意味でも、こちらについても、急いでやるべき

事業であったというふうに考えております。

◎議長(大類好彦議員)

星川議員。

◎2番(星川薫議員)

安久戸分校に関しては、私も実際は反対ではございません。地域活性化のために、地域に譲渡するというのは、私は全然そこは問題視してない。ただやっぱりこの時期に補正で、いつもあのお金がない、お金がないと皆さんおっしゃいますので、なんですすぐそんなに750万円もつけられるのかなというほうが、普通ではないかなというふうに思いました。ですからやっぱり、子育て日本一を尾花沢は掲げていますので、まずは子どものためにお金を使っていたきたいというふうに思います。以上です。

◎議長(大類好彦議員)

そのほか、ありませんか。伊藤浩議員。

◎12番(伊藤浩議員)

1点お伺いしたいと思います。予算書の38ページ、39ページ、歳入16款2項4目、県支出金の農林水産業費県補助金、この中で、多面的機能支払交付金、これが1,793万6,000円、当初予算にすると約8%ぐらいになるかと思えます。減額となっていますけれども、その背景についてお伺いをいたします。

◎議長(大類好彦議員)

農林課長。

◎農林課長(岸栄樹君)

ただ今ありました、39ページにあります多面的機能支払交付金の今回の減額の提案についてご説明をさせていただきます。

まずあの多面的機能支払交付金につきましては、農地維持に関する取り組み、共同活動に関する取り組み、長寿命化に関する取り組みの三層構造から交付金のほうが算定されております。今般補正をお願いしたものは、この中であの、長寿命化に関するものでございます。背景として工事費の支出に関する事業費の上限が200万円に制限されたことによって、全国各地の活動組織で、翌年度に繰り越される長寿命化に関連する交付金が、年々増大しているということがございます。国では事業の拡大を推進して、取り組み編成の拡大が図られているということではありますけれども、こういう背景を受けまして、国の当初予算はここ数年、前年並みの措置となっており、この煽りを受けたものというふうに推測しております。市では繰越額が大きくなっているために、重要事業要望として、多面的機能支払交付金の十分な予算の確保をお願いしてきた経過

もでございます。今後とも事業の円滑な推進を図るために、市内の活動組織の現状を分析しつつ、必要に応じてさらなる働きかけなどを行ってまいりたいというふうに思っております。以上です。

◎議長(大類好彦議員)

伊藤議員。

◎12番(伊藤浩議員)

確かですねこれ、昨年度も同じような、今答弁がありましたような、そういう背景があって、減額というふうなことがあったはずでございます。多面的機能、今市内38組織が活動されていると思うんですけども、ただ、今ありました長寿命化というのは、全ての組織がやっているものではないというふうに思います。現在ですね、その38組織の中で、どのぐらいの組織がこの長寿命化の活動に取り組んでおられるのか。

今年度の計画の中で、今回のこの減額によって、その活動に支障が出てきたとか、そういうふうな部分というものはございませんか。

◎議長(大類好彦議員)

農林課長。

◎農林課長(岸栄樹君)

お答えいたします。まず第1点目の活動組織の取り組みの状況について、ちょっと前に多面的機能支払交付金については、三層構造からなるという話をさせていただきました。全国的に取り組みの面積が拡大をしております、この農地維持に関する部分、共同活動に関する部分については、国では100%支援をすることになっておりますので、自然と全国で取り組みの拡大が図られた場合、長寿命化に係る交付金が目減りをしていくという、簡単な構図となっております。

またあの市内の活動組織におきましては、38組織の中で、10組織ぐらいが長寿命化に取り組んでおりません。ですので、25組織前後ぐらいが長寿命化に取り組んでおります。活動の内容を見ますと、やはり活動の面積が大きい地区に対しては、200万円の活動制限がありますので、大変事業のほうが進めにくいという状況がちょっと見えてきたところであります。ただあの、小さな組織につきましては、円滑な事業の推進が図られているものというふうに捉えてございます。以上です。

◎議長(大類好彦議員)

伊藤議員。

◎12番(伊藤浩議員)

私もこれ過去にやった経験あるんですけども、本来、この施設の長寿命化というのは、土地改良区とか、

そういう部分の仕事なのかなとは思いますが、なかなかやっぱりの予算上できない。そこに代わって側溝の入れ替えとか、底板を付け加えたりとか、そういう活動を皆さん今やっておられるわけでございます。この事業も、総額的にも2億5,000万円近い予算が新年度も計上されているようでございますけれども、これももう今やですね、農業の環境整備作りにはもう欠かせない、大事な事業であると思います。ぜひ、昨年今年と、今年度と、2年続けて、その前もあったような気もするんですけども、ぜひあの、このマイナス補正というようなことのないように、しっかりと今後とも国・県に要望活動をしていただきたいというふうにお願いしたいと思います。

◎議長(大類好彦議員)

そのほか、ご質疑ありませんか。青野議員。

◎7番(青野隆一議員)

私のほうから3点ほどお伺いいたします。

36ページ、37ページ、15款2項4目、災害復旧事業費補助金、3億7,310万円でございます。福原地区の揚水場も含めた豪雨災害による復旧の国の補助金だというふうに思われますけれども、請願やら、あるいは要望書やら、大変あの農家にとっては困窮した事案でございました。結果としては、そういう査定がもう終わって、工事概要が決まって、いよいよ着工という状況に入っているんだなと思うんですが、まずその工事概要なんですけれども、要望書なり、あるいは請願でも出された、この地域の方々から出された、そういった線に沿って、査定の結果、そういう工事の内容になっているのかどうか、お伺いしたい。そしてまた、今年ですね、作付けに間に合うような工期として、果たしてこの着工ができるのかどうか第1点です。

2点目は、いわゆる補助率なんですけども、国の補助率、相当今回の受益者数からいきますと、高い補助率になったのではないかなと思うんですが、実際この国の補助率というのはいかほどだったのか。そして地元負担金というのは、どの程度の負担金を想定されたのかということをお伺いいたします。

42ページ、43ページ、2款1項5目、財産管理費、公共施設整備等基金積立金、今回庁舎の改築の残額を積み立てるということで、5億円ほど積み立てております。これによってこの積立金の残高がいかほどになるのかということと、この公共施設の解体等々については、年次計画でもう既に計画があるんですけども、こういった大きな額が入ってくることによって、その計画をさらにスピードアップをしてやっていくという

考えなのか。あるいは文字どおり、公共施設の整備等基金積立金ですから、必ずしも解体だけではなくて、いわゆる公共施設を整備をすると、建てるということも含めて、この積立金については用途を考えておられるのかどうか、合わせて伺いたいと思います。

54ページ、55ページ、10款5項3目、今回多額な減額補正予算が組まれております。消耗品費327万円、オリンピックミニセレブレーション等会場設営業務委託230万円とかあるんですが、これについてのご説明をお願いいたします。

◎議長(大類好彦議員)

農林課長。

◎農林課長(岸栄樹君)

私のほうからは、37ページに記載されております、災害復旧事業費補助金の概要についてお答えをさせていただきます。まずあの7月豪雨に際しましては、3件の揚水機場の関係者の皆様より、災害復旧に向けてのご要望書を頂戴いたしまして、その内容に沿って地域に寄り添いながら計画を策定して、災害の査定に臨んできたところであります。その中ではやはり、地域の方の要望にどうしてもお答えできない部分も当然査定の中ではございましたけれども、何度となく意見交換をさせていただきながら、工事の概要につきましては、おおむね了承いただきまして、現在に至るといふように、私のほうは捉えてございます。

またあの工期につきましては、当初の予定どおり、来年度の作付けが若干遅れますけれども、来年度の作付けに間に合うように通水をするということで、こちらのほうも今現在進行形で、そのような形で計画のほうを進めさせていただいております。

実際には、揚水機場につきましては、大きなところ3件分は今年度にもうすでに契約をさせていただきまして、現在進行形で修繕に入っております。雪が解けたあとに機械の整備を行いながら、通水をさせて、その通水と同時に建屋のほうの再構築を図るといふ計画になってございます。

補助率でございますけれども、まだ事業費が確定していないこともございまして、はっきりとした補助率にはついては申し上げることはできませんけれども、限りなく100%に近いような補助率になっているということで今現在伺っているところでございます。ですので、残り数%の負担でありますので、大きなところでも数十万円程度の負担で留まるのかなというふうに思っております。以上でございます。

◎議長(大類好彦議員)

財政課長。

◎財政課長(高橋隆君)

43ページの公共施設整備等基金積立金に関しましてですが、39ページのほうにあります庁舎建設基金繰入金、4億6,959万6,000円を積み立て、それから年次計画的な積み立てを行いまして、この額を積み立てるものであります。そうしますと、今年度末の基金の残高としましては、6億9,139万4,000円となる見込みであります。こちらのほうの解体のスケジュールに関しましては、計画どおり進めていきたいと考えています。ただ旧明徳小学校につきましては、当初の計画としては解体でありましたが、今年度から除雪基地として整備していくということで、今年度校舎のほうを解体するわけでありまして、そういうことでありまして、跡地の利用が別のものに使えるとなると、有利な起債のほうも使えますので、こちらの基金の活用が縮小できるのかなと考えております。

あとは解体だけでなく、いろんな施設の建て替え、移転、新築、それから一番大きな学園構想の学校建設のほうにも、こちらのほうを使っていきたいということで、毎年度頑張って、積立額を増やしていきたいと考えています。

◎議長(大類好彦議員)

社会教育課長。

◎社会教育課長(五十嵐満徳君)

お答えいたします。54ページ、55ページの10款5項3目、体育振興費のうち7節、報償費から13節、使用料及び賃借料までの減額につきましては、令和2年度に開催を予定しておりました東京2020オリンピック・パラリンピックが、1年延期されたことに伴いまして、減額させていただき、新たに新年度予算において、予算計上させていただいたところでございます。

また委託料のオリンピックミニセレブレーション等会場設営業務委託につきましては、オリンピックミニセレブレーションの会場のテント設営の業務委託料を減額させていただいたところでございます。以上です。

◎議長(大類好彦議員)

青野議員。

◎7番(青野隆一議員)

まず最初に、災害復旧費補助金でございますけれども、本当に農林課の皆さん方も、現場を良く見ていただいて、そして工事復旧概要今お聞きしたとおり、今年の作付けに間に合うような形で工事進行が図られているということでございました。そして地元負担金、補助率ほぼ100%に近いという、これもまた地元の老

齢化をしている担い手のいない農業世帯にとって、大変ありがたい形で復旧をしていただいたなということで、本当に感謝をしたいなと思います。ただ1点ですが、やはり今回のその大水が、想定外の最上の上流域からの流量だったということで、地元のほうから、同じような水の水量が来た場合に何とかクリアできるような工夫もしていただきたいというような要望あったと思うんですが、この点について少し改善をされたとか、同じような量でも、これだけの対応をしたという点が、もし工夫された点がありましたら、もう1点だけお聞かせをいただきたいと思います。

あと、公共施設整備等基金積立金、おおよそ7億円ということになりました。やはりこれから、解体もそうなんですけれども、いろんな意味でこの公共施設の建て替えなども含めながら、学校も先ほど答弁ありましたように、そういった原資としても、これは有効に使っていくべきかなと。もちろん、そういった意味での公共施設整備等基金、その名のとおり、今後の計画だということでございます。そうした意味でも、今回4,000万円ほど一般財源から、さらに積み立てをして、庁舎の基金だけではなくて、さらに4,000万円プラスをして積み立てをしているということで、これは計画的に、こういう形で、やはり基金をしっかりと確保していく。そのことがこれからの尾花沢のさまざまな公共施設の整備に対しても、大変良いその運用が図れるものだなということで、今後ともぜひお願いしたいというふうに思います。

社会教育課の答弁がございましたけれども、2020のオリンピック・パラリンピックの延期ということがございました。私は1つこの減額の時期というものがあがるんじゃないかなというふうに思っております。ローラースキーとかスキー強化、これはもう時期的に言えば今しかないんですけれども、オリンピック関連で言いますと、もうほとんど7月頃には、ちょっと無理だろうというふうなことで、もちろんその聖火リレーも含めて、これはできないということになっておりました。これをですね、3月補正であれば来年度予算の不用額として、繰越金でいくわけですけれども、先ほどからも、やっぱり学校関係、例えばコロナ関連の設備なども実施していただきたいと。なかなかやっぱり年度内の対応が難しい。そういう場合にですね、多額なこのもう分かっている、使わないというふうに確定した段階で、私はやっぱり下ろすものは下ろして、もしかしたら、12月や3月補正の中で、そういったものを活かすと。年度内の事業として、あるいは何か整備を

する意味で、年度内にしっかりとそういった既決の予算を有効に使うんだというふうな考え方もあるのかなと思いますけれども、この件は財布を預かっている財政課長のほうから、ご意見がありましたらお聞かせいただきたいと思います。

◎議長(大類好彦議員)

財政課長。

◎財政課長(高橋隆君)

使わない予算を必要なところへ使ったらどうかということであると思うんですけれども、今年度、コロナ、それから今回の豪雪ということで、財政調整基金のほうから相当の額を一気に取り崩しております。それにどうやって積むかと言いますと、やはり今年度、繰り越した金額の中から半分は財政調整基金に積むことになっておりますので、できるだけ財政調整基金を再度積み増しできるように、できるだけ節約していきたいと考えているところでありますので、必要な部分につきましては予算は充当しますが、我慢できる部分としては、次年度以降にできるだけ繰り越したいと考えております。

◎議長(大類好彦議員)

農林課長。

◎農林課長(岸栄樹君)

災害査定、災害復旧に際して工夫した点はというご質問でございます。やはりあの今回の災害査定に向けて、国の災害査定官の経験者の方から事前に現地を見ていただいたり、その後は県と連携してその方と何度も話し合いをさせていただいたりして、やはり現行の災害復旧事業の中でどこまでできるのかということ、まず国・県・市が連動して、連携して突き詰めたことが1番の工夫のポイントかなというふうに思っております。その中でやはりあの、地元からのご要望については、やはり強烈に、強力に言われたのは、再度災害の防止の観点でございます。しかしながらやはり、現行の復旧事業などでは、なかなか100%お答えすることができませんでした。しかしながらそのできる範囲の中のことで、地域の方とお話をさせていただきながら、やはり1番大きなことが電気設備に関しては、水位上限位置より高台に上げる点、こちらのほうだけは査定のほうで認めていただいたということで、これは大きな成果であったなというふうに思っております。

建屋のほうは移転はしていないので、やはり水の中に浸る可能性はあるんですけれども、もし同じような水が出た場合でも、被害を最小限に食い止めるようなお話を地域の方と作り上げてきて、今回にいたって

るということでございます。以上でございます。

◎議長(大類好彦議員)

社会教育課長。

◎社会教育課長(五十嵐満徳君)

お答えいたします。オリンピック関連予算の減額の時期についてのお尋ねでございますけれども、今年度のオリンピック関連予算につきましては、今年度中に準備できるものがあれば準備してきたところであります。令和2年度のオリンピック関連予算全てを減額させていただいたところではございませんでした。今年度末の減額となりましたけれども、今年度のオリンピック関連事業がおよそ予算的に確定となりましたので、残額についてのみ減額させていただいたところでございます。以上です。

◎議長(大類好彦議員)

青野議員。

◎7番(青野隆一議員)

農林災害につきまして、本当に地元のさまざまな要望と、そしてまた国、県の縛りがある中で、私は本当に最善最大の復旧をしていただいたなど、先ほどもお礼申し上げましたけれども、改めて本当にお礼申し上げたいというふうに思います。

あと、財政調整基金との関連で、今財政課長から話がありました。私はあのいろいろ決算書を見ますと、尾花沢の予算執行率って決して高くないのかなと思うんですが、ということは、それだけその不用額を出して、繰越金で来年度、そこからまたさまざまな充当してくるというやり方は、尾花沢的なやり方なのかなと思っております。財政調整基金を積み立てるために、不用額、繰越金を多くするというのではなくて、財政調整基金をあまり充当しなくてもやれるような予算繰りをしていくことが本来なんじゃないかなと私は思います。これは考え方なんですけれども、やはり執行率、せっかく組んだ既決予算を、その年度内でどれだけ有効に使うかという、そういうスタンスでこの財政運営をしていくべきなんじゃないかなというふうに私は思います。考え方はいろいろあると思うんですが、私も職員のころは、やっぱり不用額というものを出すと先輩から随分言われました。やっぱり早目に目処のつくものは、下ろすものは下ろしてそして執行すべきだという、私はあの10年以上前の職員ですので、そんな時代もあったということなんですけれども、そういうふうな意味で、やっぱり財政課を主体としながら予算執行、不用額の考え方、たまたま今回は社会教育課のことをお話申し上げましたけれど、先ほどあったよ

うに、準備期間として、やっぱり執行するものがあったということ私了解いたしました。そのことを取り立てているのではなくて、一般的にそういった事業に対する、例えば入札をしたあとの差額とかも含めて、いろんな意味で事業を確定した場合は、ある程度年度内で有効に使えるかどうかを含めながら、今後ですね、1つの尾花沢としての予算の執行、あり方について、改めて議論していただければなどというお願いをいたしたいと思います。

◎議長(大類好彦議員)

そのほか、ご質疑ありませんか。菅野修一議員。

◎1番(菅野修一議員)

私のほうから3点についてお伺いいたします。

48、49ページの6款1項3目、農業振興費の中の18節、負担金、補助及び交付金です。担い手確保・経営強化支援事業補助金というふうなことで、3,682万5,000円というふうなことになっております。この点について、年度末に近い中で、金額もかなりの大きい額であります。その補正の内容、理由等についてお伺いいたします。

50ページ、51ページの7款1項3目観光費、10節、施設等修繕料ですか、753万円ほどありますけれども、その内容についてお伺いいたします。

もう1つ54ページ、55ページになりますけれども、11款で1番下段のほうになります。農業施設災害復旧費というふうなことで、18節の1,879万円ほど減額というふうなことになりました。小規模災害、あるいは小規模農地等災害緊急復旧対策事業費というふうなことで、昨年大変な農業施設関係で、小規模ではありませんけれども、箇所数も多く災害を受けたわけですが、減額ということから見たら、だいたい予定された箇所は全て完了したと。復旧されて、令和3年度の作付には十分間に合うというような状況であるかどうかをお尋ねいたします。

◎議長(大類好彦議員)

農林課長。

◎農林課長(岸栄樹君)

3点ご質問いただいた中の2点が農林課の分でありますので、その点についてお答え申し上げます。

まず第1点目、49ページにあります担い手確保・経営強化支援事業補助金についてであります。こちらの補正につきましては、なぜこの時期になったかと言いますと、国の3次補正に伴った事業であるため、この時期の補正をお願いするものでございます。以前より市内の農業経営者の方と、いろいろ規模拡大に関して、

意見交換を行っておったところでありすけれども、この事業のご提示を受けて、なんとかこの事業で経営の改善、経営の拡大を図ってみたいかということで、ご相談を申し上げたところ、手を挙げていただいた方の事業費を積算すると、この金額になったところがあります。ただこの金額があのですべて認可を受けるものではございませんので、まず事業費を確保させていただきながら、事業の申請を行うものとなってございます。

あともう1点なんですけれども、55ページにあります小規模災害対応の事業費の減額についてでございます。最近、毎年異常気象により農業被害のほうが発生しているところがございますけれども、こちらの補助金につきましても、7月豪雨災害に対応する補助金として確保させていただいた金額でございます。しかしながら、今回の7月の豪雨の災害につきましては、最上川の増水による被害はあったものの、降雨が大変少なかったということで、市内全域での農業被害は、大きな被害が確認できなかったということで、執行がなかったものでございます。以上でございます。

◎議長(大類好彦議員)

商工観光課長。

◎商工観光課長(永沢晃君)

51ページの施設等修繕料、753万円になります。修繕料につきましては、大きく4つになります。

まず花笠高原荘の関係ですけれども、花笠大浴場のろ過装置につきましては、開設当初からの装置をそのまま活用しておりました。これについては、漏水等もありまして、修繕を図る上で、分解するような形でやろうとしたんですけれども、その装置そのものがもう20年以上の装置なものですから、装置そのものを交換しなければならぬということで、これが506万円になります。

次に土間付体育館、いわゆる交流施設になりますけれども、そちらのほうにつきましては、約40個ある水銀灯の14個が消えておりましたので、こちらのほうは早急に取り替えというふうな形になります。それが、33万円であります。

続きまして、花笠の湯、徳良湖温泉になりますけれども、温度を管理している機械が全部で5基あります。これはあの温度を管理しながら、これもろ過という形での機械になりますけれども、完全に修繕が必要だった1基分につきましては、先の定例会で取り換えしてきたんですけれども、それに合わせまして、今回全部で5基あるうちの残り4基分を、耐用年数としまして

は10年という話でしたが、それが17年目になっていきますので、その分につきましての修繕という形での214万円というふうな数字になります。以上です。

◎議長(大類好彦議員)

菅野議員。

◎1番(菅野修一議員)

ありがとうございます。ご説明をいただきまして、理解することができました。やはりこの担い手確保・経営強化支援事業につきましては、やっぱりあの農業の後継者等々に支援するものというふうなことで、3次補正になったため遅れているというふうなことが理解できました。これからも、担い手の確保、育成というものは、農業については第一大きな課題だと思しますので、今後ともよろしくお願ひしたいと思ひます。

あとあの7月豪雨災害の小規模災害は、数があまりなかったというふうなことで減額補正というふうなことになったというようなことであろうかと思ひます。今後、気象的にも、大変異常なこの温暖化における、今年の豪雪もそうだと思いますけれども、豪雪時の除雪災害等々も心配されるところでありますので、その点もよろしくお願ひいたします。

観光費の施設等修繕料につきましては、花笠高原荘も建設以来、大変老朽化しているというふうなことで、修繕費用もこれからも嵩むのかなと思ひます。そんな中で、やはり今そのあり方も含めて、大規模修繕というふうなこともあろうかと思ひますけれども、その都度行っていくというような方針というふうなことでありますので、その点も理解し、そしてまた来るべきしつかりとした対策をお願ひしたいと思ひます。終わります。

◎議長(大類好彦議員)

そのほか、ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長(大類好彦議員)

質疑もないようでありますので、終結いたします。

次に討論であります。通告がありませんので終結いたします。

これより、議第1号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長(大類好彦議員)

ご異議なしと認めます。よって、議第1号は、原案のとおり決しました。

次に、日程第48、議第2号「令和2年度尾花沢市国民健康保険特別会計補正予算(第6号)」を議題とい

たします。

これより質疑に入ります。ご質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長(大類好彦議員)

質疑もないようでありますので、終結いたします。

次に討論であります。通告がありませんので終結いたします。

これより、議第2号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長(大類好彦議員)

ご異議なしと認めます。よって、議第2号は、原案のとおり決しました。

次に、日程第49、議第3号「令和2年度尾花沢市簡易水道特別会計補正予算(第3号)」を議題といたします。

これより質疑に入ります。ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長(大類好彦議員)

質疑もないようでありますので、終結いたします。

次に討論であります。通告がありませんので終結いたします。

これより、議第3号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長(大類好彦議員)

ご異議なしと認めます。よって、議第3号は、原案のとおり決しました。

次に、日程第50、議第4号「令和2年度尾花沢市国営村山北部土地改良事業特別会計補正予算(第1号)」を議題といたします。

これより質疑に入ります。ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長(大類好彦議員)

質疑もないようでありますので、終結いたします。

次に討論であります。通告がありませんので終結いたします。

これより、議第4号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長(大類好彦議員)

ご異議なしと認めます。よって、議第4号は、原案のとおり決しました。

次に、日程第51、議第5号「令和2年度尾花沢市農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)」を議題

といたします。

これより質疑に入ります。ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長(大類好彦議員)

質疑もないようでありますので、終結いたします。

次に討論であります。通告がありませんので終結いたします。

これより、議第5号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長(大類好彦議員)

ご異議なしと認めます。よって、議第5号は、原案のとおり決しました。

次に、日程第52、議第6号「令和2年度尾花沢市介護保険特別会計補正予算(第3号)」を議題といたします。

これより質疑に入ります。ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長(大類好彦議員)

質疑もないようでありますので、終結いたします。

次に討論であります。通告がありませんので終結いたします。

これより、議第6号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長(大類好彦議員)

ご異議なしと認めます。よって、議第6号は、原案のとおり決しました。

次に、日程第53、議第7号「令和2年度尾花沢市後期高齢者医療保険特別会計補正予算(第2号)」を議題といたします。

これより質疑に入ります。ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長(大類好彦議員)

質疑もないようでありますので、終結いたします。

次に討論であります。通告がありませんので終結いたします。

これより、議第7号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長(大類好彦議員)

ご異議なしと認めます。よって、議第7号は、原案のとおり決しました。

次に、日程第54、議第26号「尾花沢市総合振興計画基本構想の議決に関する条例の設定について」を議題

といたします。

これより質疑に入ります。ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長(大類好彦議員)

質疑もないようでありますので、終結いたします。

次に討論であります。通告がありませんので終結いたします。

これより、議第26号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長(大類好彦議員)

ご異議なしと認めます。よって、議第26号は、原案のとおり決しました。

次に、日程第55、議第29号「尾花沢市定住促進住宅用地の貸付及び譲渡に関する条例の設定について」を議題といたします。

これより質疑に入ります。ご質疑ありませんか。青野議員。

◎7番(青野隆一議員)

今回、定住促進住宅用地の譲渡に関する条例、大変今人口減少、そしてまた市外への転出が言われる中、第7次総合振興計画に沿ってこういった条例ができたということは、私は非常に良い時期に、タイムリーに作っていただいたなというふうに思っております。少し中身について質問させていただきたいと思っております。

第5条、第5条の2項に、市長は前項の申請を行うに際し必要と認めるときは、有識者に対し意見を求めると。有識者というのは、どういう方々を想定しているのか、お尋ねをいたします。

次に第8条、ここには保証金10万円という納付が義務付けられております。そしてまた11条、貸付期間は15年ということも明記をされております。この保証金の10万円と、貸付期間の15年という、その数値に対する根拠みたいなものがありましたら、お示しをいただきたいと思っております。

13条、ここには、市長は次に掲げる行為を確認した場合、文脈なんですけれども、原状回復を命じ又は契約を解除することができる、ということについて、ちょっと分かりやすくご説明をさせていただきたいと思っております。

2項、次ページの2項になりますけれども、この2項には、市長が契約の解除を行う場合によって、貸し付けた土地に住宅等建物がある場合には、当該住宅と建物を買収することができるということがございます。これについても説明をお願いしたいと思います。

あと最後に第19条、譲受者は市や地域の規範を遵守

し、自治会等の地域の活動に協力するよう努めなければならない。この譲受者というのは、15年後に譲受者になるわけなんですけれども、その以前から、やはり契約をしてそこに住むという状態の時から、私はこの19条を遵守していただく必要があるんじゃないかなというふうに思うんですが、これも合わせてご答弁をお願いいたします。

◎議長(大類好彦議員)

建設課長。

◎建設課長(齊藤孝行君)

青野議員のほうからは、定住促進住宅用地の条例の内容について、ご質問がありましたので、まず1つつお答えしたいと思います。

まず第5条の部分であります。貸付の決定、有識者に対し意見を求めることができるというふうになっております。こちらの部分は、今市営住宅に入居する際に、市営住宅入居者選考委員会があります。そちらの方を想定しております。あと第8条の保証金の部分については、あらかじめ10万円というような部分でありますけれども、こちらの部分は他市のほうの状況を見ながら10万円というふうにご設定させていただきました。

それで第11条の15年という期間でありますけれども、こちらのほうは、今想定しておりますのが、荒楯の宅地の分譲地であります。今まだ分譲が終わっていない箇所がありますので、そちらの部分に対して、今購入だけありますけれども、来年度からこの条例が制定されれば、貸し付けすることも可能になっております。今現在購入された方もいらっしゃいますので、そちらの方と、今後貸し付けされる方の公平性を保つ観点から、期間のほうを15年というような設定にさせていただきました。

あと13条の契約の解除でありますけれども、こちらのほうは、通常の敷地と契約している場合には、契約が解除なった場合には、元の状態に戻すということがありますので、そちらの部分の記載をしているところであります。

またこちらのほうは、第2項の部分になりますけれども、契約の解除を行う場合については貸し付けた土地に住宅建物がある場合には、買収することができるということで、あくまでも土地の部分が貸し付けであります。もし住宅が、1年以内に住宅を建てるというふうなことで条件になっておりますので、それ以降、例えば契約解除になった場合には、買収もすることができるというようなことで、条項を入れております。

19条の土地の譲受者の責務に関しては、ここに記載

しているとおり、青野議員のほうから、それ以前からという話もありましたので、それも踏まえながらの条文であります。以上であります。

◎議長(大類好彦議員)

青野議員。

◎7番(青野隆一議員)

第11条の15年というのは、荒楯の新たに分譲した格安の市有地の活用、最初なかなか売り渋っておったようですが、やっぱり人が入りますと、どんどん入ってきて、だいぶもう完売に近づいてきているというお話を聞いております。非常に定住政策として、そういった格安の宅地、あるいは無料も含めて、そういったやっぱり宅地を提供していく。このことによって、上物は建てなきゃならないんですが、いわゆるそれも定住という、あるいは市外、市内に勤務している市外からの移住なんかも含めて、やっぱりこういう政策は今回の賃貸も含めながらなんですけれども、やはりさらにこの第2弾、3弾をやっぱりやっていく必要があるのかなというふうに思います。

たまたま荒楯住宅の今分譲されてる方との整合性があって15年という期間にされたということのようでしたけれども、やはりこれもですね、その件がある程度見えたら、やはりこの15年という期限については、今の段階では仕方ないですが、やっぱりもっと短縮をしていく。やっぱりそういった条例改正、今から言うのかしいんですが、あの今の実情は分かりました。確かにそういう実情があつて15年ということですので、やっぱりその決着を見た際には、この年数をもっと短くしていく。そして貸与、譲渡、結び付いていくような、期間については、それと合わせながら、ぜひ短縮をしていただきたいなど、これは要望申し上げたいと思います。

13条なんですけれども、私の読み方が、どうなんですかね、原状回復を命じ、「又は」とここに入ってきていますね、又は契約を解除する。私は原状回復を命じ解除、契約を解除することができるという文脈なんじゃないかなと。この「又は」が入ることによって、原状回復か契約の解除かという、二者択一のように読み取ってしまう。私は読み取ってしまうので、それが両方なればこのままでいいんですけど、さっきの説明ですと、原状回復を命じ解除を提示する、原状回復をして契約を解除するというのが、文章としての流れなのかなということで、この「又は」は、なくてもいいんじゃないかなというのが私の考えなんですけど、改めてまたご見解お聞きしたいと思います。

この現状回復という言葉と、その先ほどあった建物

が残った場合、当該住宅建物を買収するという、市が買収するという、この項目になっているわけなんです。私が思ったその現状回復というのは、もう更地にして返してくれよという意味だとすれば、この後段の買収というのは、ちょっと結び付かなくなってしまうのかなということで、これもちょっと整理をしていただきたいというふうに思うんですが、私の読み違いかどうか含めて、もう1回見解お聞きしたいと思います。

あと19条は、やはりこれあの譲受者ということで、譲渡を受けてから以降の責務じゃなくて、私はその契約なりをされた段階でやっぱり、今アパートの方も自治会に入らない方がいいいて、区長さんも困ってるようなことが多々あるようです。やっぱりこういう市のこういった特典を付けての契約になるわけですから、やはり住み始めたらこういう地域の、市や地域の規範を遵守し、自治会活動にも協力をするんだというのは、15年後でなくても、最初からそういう意識を持って住民参加をしていただく必要があるんじゃないかなということがありますので、併せて、ご回答お願いします。

◎議長(大類好彦議員)

建設課長。

◎建設課長(齊藤孝行君)

2点お答えいたします。第13条の原状回復の件でありますけれども、こちらの部分は、原状回復を命じて、「又は」であります。契約のほうを解除することができますという内容であります。2項については、例えば先ほどの原状回復ができず、契約を解除した場合には、建物と住居がある場合が想定されます。それは買収することができるというふうな内容として捉えております。

第19条の部分については、条例の内容上はここに記載したとおりでありまして、当然やはり同じ地区の住民になった場合には、先ほど青野議員が仰ったような意識と言いますか、それは当然あるかと思っておりますので、そちらは例えば契約の際には、その部分を遵守していただいてというふうなことで、お話をしていきたいと思っております。以上であります。

◎議長(大類好彦議員)

青野議員。

◎7番(青野隆一議員)

ちょっと私の理解力がないのが問題なのかなと思うんですが、この13条、原状回復を命じ、原状回復しなさいよと命じるわけだから、原状回復というのは、私が想定するのは、元の更地に戻しなさいよと、元の原状に戻しなさいよ。例えば建物が建っていても更地

にして返しなさいよと、いう意味に私は捉えてしまうんです。原状回復という考え方は。そこに、「又は」ということが入ることによって、これ契約を解除するものですね、原状回復をするのか、契約を解除するのかという選択じゃなくて、「又は」というこの文言がないほうが、原状の回復を命じ契約を解除するんだという、1文で表さないと、私みたいな誤解、解釈をする方もいるんじゃないかなということ、それは文面上の問題なので、差支えなければ、そういうふうに直したほうがいいんじゃないかなと。そのほうが、これからこの条例に沿っているいろいろ貸貸される方に、そのほうが私はいいいんじゃないかなと、ちょっと精査をお願いしたいと思います。

あともう1点は、その原状回復ということと、当該建物を買収するということは、どうも原状回復の考え方は、やっぱりもうちょっと整理しておかないと、私が思う原状回復は更地という、建物建っていたら元に戻してくださいよというふうな意味にとってしまうので、後段のほうの建てたものは市で買うんですよというふうなことと、なんか相矛盾してしまうような私は感じがするんですが、質問は3回までなので、これ以上できないんですが、私が言っていることをちょっと受け止めていただいて、文脈について、内容について、この条例自体は冒頭言ったように、これから非常にこれは定住にとって大切な、良い条例を、第7次総合振興計画の前段に制定していただいた、これは私は大賛成です。ただその中身のところなんですけれども、ぜひちょっともう1回整理をしていただきたいなということをお願いしたいと思います。

◎議長(大類好彦議員)

建設課長。

◎建設課長(齊藤孝行君)

お答えいたします。内容、中身については精査させていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。以上です。

◎議長(大類好彦議員)

そのほか、ご質疑ありませんか。星川議員。

◎2番(星川薫議員)

私から同等の質問させていただきます。今回、用地に限った貸与ということですが、その経緯について伺いたいと思います。

あと今回ですね、この条例の中に建物を建てるにあたっては、市内業者と限定してないようですが、その経緯もよろしく願いしたいと思います。

◎議長(大類好彦議員)

建設課長。

◎建設課長(齊藤孝行君)

まず1点の用地であります。用地につきましては、先ほど青野議員のほうにもお話ししました、今現在、荒楯の宅地分譲地があります。そちらも踏まえてということで、今回用地のほうの貸し付けということで、条例を制定させていただきました。

あと建物の部分については、今現在、荒楯の分譲地でありますので、それと同じような形でのその業者の扱いをさせていただいております。以上であります。

◎議長(大類好彦議員)

星川議員。

◎2番(星川薫議員)

市有地を貸与するということなので、やはりそれは市の業者さんにも気を使っていたら困るのかなというのが1点です。

あと、荒楯住宅に関しては、もう7物件売れていて、あと残りが3物件だと思いますが、やっぱり土地を15年貸し付けすると1ヵ月あたり1万5,000円以下ぐらいだと思います。あと宅地に関しては、自分で建てるとなると、またそれに対しても自分の返済が掛かります。そうすると実際は1ヵ月あたり、7万円とか8万円とか返済していかなければならないということで、逆に金額が大きくなってしまふのかなという懸念が持たれます。私だったら、宅地とセットで貸し付けして、それで15年じゃなくて20年にして5万円以下になるような設定を考えるんですが、荒楯住宅をこのまま同じように売却することも可能なんですよね。ですから、わざわざそこを貸し付け、あえて設定しなくても、私だったら中新田の空いてる土地に市で買い受けて、もし移住者が来るのであればそこを買い付けて、流雪溝もあって、便利の良いところを提供してあげたいなというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

◎議長(大類好彦議員)

建設課長。

◎建設課長(齊藤孝行君)

今あの星川議員のほうからは、建物も建ててというようご提案かと思います。まずは先ほどもお話ししました荒楯の分譲地があるというようなことで、今回土地の部分を対象にさせていただきました。やはり将来的に、荒楯分譲地のほうが例えば完売した場合に、次の対策と言いますか、その部分についてはまずあの市有地として、今お住まいでありますけれども、北町の住宅のほうでありますとか、あるいは中の段の住宅、こちらのほうは老朽化しております、市の公営住宅

の長寿命化計画においては、今後解体していくという  
ようなところがあります。新たに、例えばそちらの部  
分を宅地分譲した場合に、それから建物も含めた方法  
といいますか、そういう提案のほうも1つの今後の方  
法かと思しますので、こちらの部分は今後の定住政策  
も含めた中で検討してまいりたいと思っております。

◎議長(大類好彦議員)

星川議員。

◎2番(星川薫議員)

まずその辺は私も経過を見させていただいて、本当  
にあの今、荒楯分譲地3物件、貸与で借りる人がいる  
のか、それとももう購入のほうが早いのかというのも  
あると思いますので、その辺ちょっと様子見させてい  
ただければなというふうに思います。その上で、今後  
そういう私が提案したような、宅地と一体化とした貸  
与のあり方っていうのも、ぜひ検討していただきたい  
なというふうに思います。以上で終わります。

◎議長(大類好彦議員)

そのほか、ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長(大類好彦議員)

質疑もないようでありますので、終結いたします。

次に討論であります。通告がありませんので終結  
いたします。

これより、議第29号を採決いたします。本案を原案  
のとおり決するに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長(大類好彦議員)

ご異議なしと認めます。よって、議第29号は、原案  
のとおり決しました。

次に、請願の上程及び付託であります。

日程第56、令和3年請願第1号「安心・安全で、ゆ  
きとどいた教育の実現につながる30人学級」の実現を  
求める請願」及び、日程第57、令和3年請願第2号  
「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める国へ  
の意見書採択に関する請願」の、2案件を一括上程い  
たします。

ただ今、上程いたしました請願2案件につきましては  
は、皆様方のお手元に配付いたしております、請願・  
陳情文書表のとおり、各常任委員会に付託いたします。

以上で、本日の日程は、全部終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。大変ご苦労さま  
でございました。

散会 午後2時21分